

令和6年11月定例会

# 文教警察企業常任委員会会議録

令和6年12月4日～5日

場 所 第3委員会室



令和6年12月4日(水曜日)

午前9時57分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)
- 議案第5号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第23号 令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)
- 議案第26号 令和6年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第27号 令和6年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第2号)
- 議案第28号 令和6年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第1号)
- 議案第29号 令和6年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)
- 議案第32号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 請願第12号 宮崎県下の公立小中学校の教育条件改善を求める請願
- 報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて
- その他報告事項
  - ・都城警察署庁舎の建て替えについて

- ・令和6年度各事業の上半期の状況について
- ・宮崎県高等学校教育整備基本方針の改定(素案)について
- ・県立高校就職内定状況について

○閉会中の継続審査について

出席委員(7人)

委員 長	重松 幸次郎
副委員 長	下沖 篤史
委員	二見 康之
委員	武田 浩一
委員	福田 新一
委員	前屋敷 恵美
委員	関 師博 規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	平居 秀一
警務部長	奈良 文代
警務部参事官兼 首席監察官	河野 博之
生活安全部長	山崎 猛
刑事部長	久留米 英樹
交通部長	黒瀬 信太郎
警備部長	湯浅 晴之
生活安全部 サイバー戦略局長	梅原 守
警務部参事官兼 会計課長	川越 直海
警務部参事官兼 警務課長	甲斐 義勝
総合管理課長	橋本 功次
生活安全部参事官兼 生活安全少年課長	水口 圭二

総務課長	田中宏光	人権同和教育課長	川越政紀
生活環境課長	佐藤和利	図書館長	平山文春
交通規制課長	阪本哲司	美術館副館長	梅田一明
運転免許課長	池田健二	総合博物館長	松野義直

企業局

企業局長	松浦直康
副局長 (総括)	児玉浩明
副局長 (技術)	小牧利一
技監	宮田晃尚
総務課長	小川智巳
経営企画室長	西本修一
工務管理課長	小野一彦
施設保全課長	山元孝訓
発電設備課長	松生晃
総合制御課長	安藤忠

教育委員会

教育長	黒木淳一郎
副教育長	大東収
教育次長 (教育政策担当)	吉玉拓
教育次長 (教育振興担当)	北林克彦
教育政策課長	佐藤雅宏
財務福利課長	畑中道一
育英資金室長	上田浩司
高校教育課長	間曾妙子
義務教育課長	田中幸一
特別支援教育課長	山之口義弘
教職員課長	菊池武司
参事兼生涯学習課長	猪野貴一
スポーツ振興課長	田中裕久
参事兼文化財課長	長友由美子

事務局職員出席者

議事課主事	黒木耀一朗
政策調査課主任主事	岩倉有希

○重松委員長 文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程について御覧のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第32号「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料を御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を聞いた回答でありますので、参考にお配りしております。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時01分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長に概要説明を求めます。

○平居警察本部長 委員の皆様には、平素から警察の運営に関しまして、深い御理解と御協力を賜っておりまして、まずは厚く御礼を申し上げます。

本日は御審議いただきます議案が2件、報告事項が1件、その他報告事項が1件ございます。

まず、議案については、1件目が議案第23号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)」のうち公安委員会に係るものであります。

2件目が議案第5号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」であります。

次に、報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについてであります。

その他報告事項については、都城警察署庁舎の建て替えについてであります。それぞれ担当部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

**○重松委員長** 次に、議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いたします。

**○奈良警務部長** それでは、議案第23号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)」公安委員会関係について御説明します。

資料3～4ページにあります歳出予算説明資料を御覧ください。

これは、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の補正となります。給与改定に伴い必要となる人件費の所要額を計上しており、補正額の総額は7億3,343万4,000円となります。

内訳につきましては、職員の人件費が6億6,350万6,000円、会計年度任用職員の人件費が6,992万8,000円となっております。

**○黒瀬交通部長** 議案第5号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

資料5ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴い、マイナンバーカードと運転免許証の一体化による事務手数料が新設され、また、そのほかの免許関係事務手数料の額が見直されたことから、警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

それでは、手数料の改正の概要について御説明いたします。

1のマイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する手数料の新設であります。マイナンバーカードと運転免許証の一体化の運用開始に伴い、免許の新規取得や更新時等のマイナ免許証に係る手数料、オンライン講習を受講する際の手数料、マイナンバーカードのICチップへの免許情報の記録手数料、運転経歴情報を書き込む際の手数料を新設するものです。

次に、2の現行手数料の見直しであります。運転免許関係の手数料につきましては、地方分権推進計画において、「法令において定める手数料の金額の標準については、経済情勢等を鑑み適切なものとなるよう原則として3年ごとにその金額について見直すこととする」とされており、前回の定期改定以降の物件費や人件費の変動に基づき、政令で定める運転免許関係等手数料の標準額が改定されたため、手数料を改定するものであります。

それでは、手数料の主な改正内容を御説明いたします。

資料6ページ、手数料改正の概要を御覧ください。

新規免許取得時の免許証の交付手数料につきましては、現行の免許証のみの場合は、2,050円から2,350円に増額、マイナ免許証のみの場合は1,550円であり、マイナ免許証のみのほうが800

円安くなります。

また、免許証及びマイナ免許証の双方を保有する場合は2,450円で、改正後の免許証のみの交付手数料2,350円に100円加算した額となります。

免許更新時の手数料につきましては、現行の免許証のみの場合は、2,500円から2,850円に増額、マイナ免許証のみの場合は2,100円であり、マイナ免許証のみのほうが750円安くなります。

また、免許証及びマイナ免許証のいずれも保有する場合は2,950円で、改正後の免許証のみの更新手数料2,850円に100円加算した額となります。

更新時講習の手数料につきましては、現行の手数料は、優良講習は500円、一般講習は800円であり、改正後も同額となりますが、オンライン講習は優良講習、一般講習とも200円となり、従来の対面講習に比べ安くなります。このオンライン講習は、優良講習及び一般講習のみです。なお、違反講習の対面講習は1,350円から1,400円に増額となります。

続きまして、資料7～8ページの、その他の主な手数料改正の概要を御覧ください。

表の一番右側の増減の欄に記載のとおり、今回の手数料の改正により増額になるもの、減額になるものがあります。増額となる理由は、手数料の積算の基礎となる物件費及び人件費の単価が増額となったことなどによるものであります。

また、減額となる理由は、事務手続がシステムで一部自動化されたことに伴い、処理時間が短縮されたことにより、人件費が減額になったものであります。なお、手数料の額につきましては、政令で定められた標準額と同額であります。

それでは、手数料が新設されるマイナンバー

カードと運転免許証の一体化の概要について御説明いたします。

資料9ページを御覧ください。

マイナンバーカードと運転免許証の一体化につきましては、マイナンバーカードのICチップに有効期間の末日、条件、免許の種類等の免許情報を書き込むことで、マイナンバーカードを運転免許証として使用できるようになるものであり、国が推進するデジタル社会の実現に向けた重点計画において、マイナンバーカードの普及や利用促進の施策として令和7年3月24日から全国一斉に運用開始予定であります。

なお、運用開始後は、運転免許証が従来の免許証と免許情報が書き込まれたマイナンバーカード——マイナ免許証の2種類になりますが、御本人の希望により、これらのどちらか一方を所持することも、両方を所持することも可能であります。マイナ免許証を保有する主なメリットとしましては、住所や氏名を変更する際にワンストップサービスが受けられることとあります。

資料10ページを御覧ください。

左の図に示しているとおり、現行は住所、氏名を変更する場合、市町村役場及び警察にそれぞれ出向いて変更手続をする必要がありますが、マイナ免許証のみを保有している方については、右の図のとおり、事前に運転免許センター等で住所等の情報提供に同意する手続を行うことで、市町村役場で変更手続をするだけでよくなり、運転免許センター等での変更手続は不要になります。

次に、免許更新時にオンライン講習を受講できることとあります。

資料11ページ、上の段②オンライン講習を御覧ください。

免許更新の対象となる方に対し、公安委員会から事前に更新連絡書を郵送し、更新手続期間や講習区分等を御案内していますが、マイナ免許証を保有している方で、講習区分が優良講習及び一般講習の対象となる方につきましては、更新手続期間の都合のよい時間帯に個人所有のパソコンやスマートフォンで、自宅等において免許更新時の講習をオンラインで受講することができます。

あらかじめオンライン講習を受講しておくことで、免許センター等で更新手続を行う際、対面講習の受講が不要となるとともに、対面講習に比べ手数料が安価になることから、免許更新をする方の負担が軽減されます。

そのほか、下の段の③運転経歴情報の記録のとおり、免許証の自主返納等に際し、申請により交付する運転経歴証明書の運転経歴情報をマイナンバーカードに記載することも可能になります。

最後に、本条例に関する政令の施行日は、令和7年3月24日であります。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

○武田委員 免許証とマイナンバーカードの一体化について、2枚のカードが1枚になるので楽だと思っているけれども、両方持つことができるというのは、どういう根拠になっているのでしょうか。

○黒瀬交通部長 現在、予想されておる2枚持つ方は、例えば、外国で運転されるときに免許証の方が必要となることや、マイナ免許証をなくしてしまったときに、運転免許証を別に持っていれば、その期間はその運転免許証を持って運転ができるということ等で、多少なりのメリットがあると考えております。

○武田委員 移行期間でそうされているのかもしれませんが、これからデジタル化していくためにも、すっきりした方が良いと思います。

○平居警察本部長 補足させていただきますと、免許証とマイナンバーカードを一体化するかどうかは自由です。一体化しなければ全てが今のままということになります。

一体化について様々な懸念を有しておられる方は、もう一体化について何もやらない選択をすることが可能となります。

○武田委員 マイナンバーカードを持っていない方、または運転免許証が欲しい方は、運転免許証をこれまでどおり使うということはいいと思うんですけども、2枚持つ必要があるのかなと思う。国の方針として決めたほうが、これからデジタル化を進めていく上で、分かりやすいかなと思ったところでした。

○平居警察本部長 マイナ一体化は、したい人はするということでありまして、するかどうかは完全に自由というのが、この制度の大前提であります。今、一体化するという事は、一体化したい人がするという考えでありますので、一体化に懸念がある人はやらないということになります。

○武田委員 一体化したい人はすればいい、一体化しているのに、別に免許証を持つことができることが……。

○平居警察本部長 一体化した場合は、もうマイナンバーカードだけにすることもできますし、一体化した上で運転免許証を持つこともできます。

○武田委員 そこは理解した上で、移行期間なので国もそうやっているんでしょうけれども、これからデジタル化を進めていく上で、どちら選

扱えるわけですから、個人的にはダブルで持つ必要はないのかなと思ったところでした。

○**下沖副委員長** 銀行やネットバンクとかで顔写真付きの身分証を出してくれと言われるんですけども、免許証とマイナンバーカードを一体化した場合に、この運転経歴情報の記録の発行は、身分証明になるのでしょうか。

○**黒瀬交通部長** 運転経歴証明書が身分証明となるかという質問でよろしいでしょうか。運転経歴証明書につきましても、身元を明かす身分証明として扱われることとなります。

○**下沖副委員長** 銀行とかで免許証提示とかを求められるときには、この経歴書を発行すればその代わりになる。マイナンバーカードは金融機関とかでは情報を引き出せないの、身分証明書が必要になるんですけども、それに使えるということでしょうか。

○**黒瀬交通部長** 運転経歴証明書と申しますのは、見た目は免許証と同じような形で写真等も貼ってございます。それを銀行等で示していただければ、身分証明書として扱いができることになっております。

○**下沖副委員長** オンライン講習なんですけれども、支払い方法はどうなるんですか。

○**黒瀬交通部長** オンライン講習を終了した後、今度は運転免許センター等に行きます。そこで適正検査とか視力検査とか、そういった手続等をしていただき、手数料につきましても、そのときに支払うことを想定しております。

○**下沖副委員長** 講習をオンラインで受けられるだけで、実際に免許センターに行かないといけないということで、手間はあまり変わらない形でしょうか。

○**黒瀬交通部長** そのとおりでございます。自宅等でオンライン講習を受けた場合であっても、

最終的には運転免許センターや警察署に足を運んでいただきまして、そちらのほうで一定の手続を取っていただくこととなります。

○**前屋敷委員** 資料6ページの手数料に関してなんですけれども、通常の運転免許証とマイナ免許証の場合に金額に差があります。マイナ免許証の場合は経費がかからないから、安くなるということなんですか。

○**黒瀬交通部長** 免許証のみを発行いたしますと、まずは免許証のカードの台紙、新たに印刷する費用、人件費もかかってまいります。

一方、マイナ免許証のみとなりますと、マイナンバーカードのICチップに運転記録を入力、記録する作業だけで済みますので、台紙、印刷費、人件費が省けるために、金額の差が生じております。

○**福田委員** マイナンバーカードを作るときに費用がかかりますよね。

○**黒瀬交通部長** マイナンバーカードにつきましては市町村で発行しておりますので、既に手数料的なものは納めいただいております。警察が免許証の情報を入力するときは、データを打ち込むだけですので、改めて紙代など手数料は頂かないため、この額となっております。

○**重松委員長** ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○**奈良警務部長** それでは、損害賠償額を定めてことについて御報告いたします。

資料12ページを御覧ください。

今回、御報告させていただく損害賠償事案は、県有車両による交通事故4件、その他の事故2件の合計6件となります。一覧表の上から順に

説明します。

1件目の県有車両による事故について説明します。この事故につきましては、高岡警察署の警察官が令和6年5月24日午前5時55分頃、国道10号で発生した故障車両事案の対応を終了し、公用車を運転して現場を離れる際、公用車前方の路上に置かれていた相手方の三角停止表示板に気づかないまま発信し、同三角停止表示板に車体を接触させ破損させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員の安全不確認の過失によるもので、過失割合は県側が100%、相手方がゼロ%になっております。この事故の物件損害賠償につきましては、代替品の購入費として4,257円を県が加入する任意保険から支出しております。公用車につきましては損傷はなく修理は行っておりません。

次に、2件目の県有車両による事故について説明します。この事故につきましては、延岡警察署の警察行政職員が、令和6年5月24日午前9時35分頃、住宅街のT字路交差点において運転する公用車を方向転換させるために後退した際、ハンドル操作を誤り、相手方民家の外壁に車体を接触させ破損させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員の運転操作不適の過失によるもので、過失割合は県側が100%、相手方がゼロ%になっております。この事故の物件損害賠償につきましては、外壁の修理費として13万6,400円を県が加入する任意保険から支出しております。公用車につきましては損傷はなく修理は行っておりません。

次に、3件目の借上げ車両の交通事故について説明します。この事故につきましては、都城警察署の警察官が、令和6年5月29日午後3時30分頃、出張先において借り上げたレンタカーを運転し、一般民家の敷地出入口で方向転換のた

め後退した際、出入口に設置の縁石にレンタカーを接触させ車体を破損させたもので、レンタカー会社との賃貸借契約に基づきレンタカー修理期間中の営業補償費を支払ったものです。

事故の原因につきましては、当該職員の安全不確認による過失によるもので、過失割合は県側が100%、相手方がゼロ%になっております。この事故の損害賠償につきましては、営業補償費として2万円を県費から支出しております。接触した縁石の修理は必要ありませんでした。

次に、4件目の県有車両による交通事故について説明します。この事故につきましては、日向警察署の警察官が、令和6年6月19日午前7時15分頃、公用車を運転して住宅街を走行中、進行方向の右前方に集団登校する小学生を認めたことから、児童らを避けるため公用車を道路左側に寄せたところ、左前方に設置のブロック仕切りに車体を接触させ破損させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員の前方不注意の過失によるもので、過失割合は県側が100%、相手方がゼロ%になっております。この事故の物件損害賠償につきましては、ブロック仕切りの修理費として、5万2,800円を県が加入する任意保険から支出しております。公用車につきましては、フロントバンパーの修理費として3万6,333円を県費から支出しております。

次に、5件目の物件事故について説明します。この事故につきましては、日向警察署の警察官が、令和6年6月23日午後6時15分頃、門川町内の空き地において停車させた相手方車両の車内検査を実施中に、助手席側リアドアを閉めた際、当該職員の左腰に装着していた警棒がドアに接触し、ドアの縁部分を破損させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員の安全不確認の過失によるもので過失割合は県側が100

%、相手方がゼロ%になっております。

この事故の物件損害賠償につきましては、車両修理費として12万5,017円を県費から支出しております。

最後に、6件目の県有車両による交通事故について説明します。この事故につきましては、宮崎南警察署の警察官が、令和6年6月27日午後5時頃、警察署駐車場において運転する公用車を駐車枠に駐車する際、ハンドル操作を誤り、駐車枠の隣に無人駐車中の相手方車両に車体を接触させ破損させたものです。

事故の原因につきましては、当該職員の運転操作不適の過失によるもので、過失割合は県側が100%、相手方がゼロ%になっています。この事故の物件損害賠償につきましては、相手方車両の修理費として9万9,450円を県が加入する任意保険から支出しております。公用車につきましては損傷はなく修理は行っておりません。

県警では、引き続き交通事故防止を含めた各種事故防止対策に取り組み、再発防止に努めてまいります。

**○重松委員長** 執行部の説明が終了しました。報告事項について質疑はございませんか。

**○二見委員** 最初の案件ですけれども、免許講習時に車に乗る前に車の前後を見て、それから反対側を確認してから乗るように、受講して免許取得に至ったわけです。実社会でそれらを実施している人というのは、あまり見かけることはないです。

今回、前方確認をしていれば事故が起らなかったということになるのでしょうか。

**○河野首席監察官** 委員御指摘のとおり、安全確認の不足でございます。

補足して説明させていただきたいんですけれども、令和5年中の公用車事故第一当事者に限っ

て92件を分析しますと、90%が車両単独の物損事故、その原因が安全不確認ということも私達も把握しておりまして、常々安全確認の徹底を指導しておりますところでございます。

**○二見委員** 本当にしっかりやれば問題ないんだろうけれども、実生活の中で実施するというのは、一般の人たちも含めてなかなか難しいだろうと思います。

あと、この警察車両の事故が起こった場合は、保険適用されるわけなんですけれども、必ず事故処理班が来て、そこで事故証明を出して手続をするということでしょうか。最初の案件は事故処理後に帰ろうとしたときに、事故していますが、そのような場合も、自分たちで証明を書くことになるのでしょうか。

**○河野首席監察官** 警察の公用車の事故につきましても、一般の事故と同様に交通事故処理をしまして、適正な処理で進められております。

**○二見委員** 事故処理班の人が起こした事故は、自分たちで証明するということになるんですか。

**○黒瀬交通部長** 警察署の交通事故を担当する警察署員が帰り際に事故を起こした場合には、当人ではなく、別の交通課の職員がその現場に参りまして、しっかりと適正な処理をいたします。

**○武田委員** 警察内でも、事故は起こることはあるんでしょうけれども、個人的な処分とか、そもそも処分されるのでしょうか。

あと、公用車の事故の発生状況は、年々減っているのか分かれれば教えてください。

**○河野首席監察官** 1点目の処分につきましては、必要な措置をそれぞれ講じておりますけれども、どういった内容の処分かは差し控えさせていただきます。

それと2点目の公用車の事故の発生状況につ

きましては、令和5年は公用車の交通事故総数は108件です。令和4年は91件、令和3年は85件、令和2年は88件と推移していますけれども、令和5年は若干多い数字となっております。今年もまだ途中ですけれども、令和5年と同数の推移で発生しております。

○武田委員 個人で注意すれば未然に防げたことが、多々あったらと思うので、警察本部から指導していただいて、事故ができるだけ発生しないようにしていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○二見委員 5番目の件は、ドアを閉めるときに警棒が接触したという説明だったと思うんですけれども、結構な損害額になっている理由は、高級車だったんですか。

○河野首席監察官 相手方の車両は高級車かどうか別として、トヨタクラウンでございます。車に愛着のある方で、念入りな修理をされてこの金額になったと理解しております。

○二見委員 車両修理費は、保険適用の額ではなく、相手方が実際に支払った費用になるということですか。

○河野首席監察官 修理費12万5,017円の内訳は塗装、部品交換などの修理費が10万5,017円でありまして、さらに修理中の代車を借りたので、その代車料2万円となっております。

○二見委員 修理内容の確認とかは、こういう場合はするものなんですか。

○河野首席監察官 相手方が示した見積書を頂いて、それが適正なものかどうかをディーラーに確認しております。

○二見委員 先ほど事故件数を伺いながら思ったんですけれども、議会は4回定例会があり、そのときの数と比べると損害賠償を定めた件数は少ない感じがしたんです。あくまでも損害賠

償を定めたものだけを報告事項としているわけで、損害賠償が生じていない案件が結構あるということなんでしょうか。

○河野首席監察官 御指摘のとおりでございます。

○福田委員 4番目の物損事故の件で、損害賠償額が5万2,800円とあるんですけれども、説明の中で、もう一つ金額を言われましたが、何でしょうか。

○河野首席監察官 それは恐らく公用車の修理費3万6,333円になります。

○福田委員 先ほど、5番目の12万5,000円には代車を借りた分もお金が含まれていたの、その3万円というのはそこに記載されなかったのは、なぜかなと思ったんです。

○河野首席監察官 公用車の修理費は県費で支出したということです。

○重松委員長 暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

---

午前10時43分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴をされる方をお願いいたします。傍聴人は受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

報告事項についての質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○奈良警務部長** それでは、都城警察署庁舎の建て替えについて御説明いたします。

資料13ページを御覧ください。

まず、1の都城警察署の現状についてですが、都城警察署は築後67年が経過しており、建物の老朽化や狭隘化が著しいほか、来庁者の駐車場が不足するなど、警察活動や住民サービスに支障を来している状況にあります。

次に、2の建て替えに係る検討状況についてです。

令和4年度当初予算において「警察署建替調査事業」を容認していただき、移転候補地の条件整理や土地情報の収集等をコンサルタント事業者へ委託した上で、複数の候補地の検討や地権者との用地交渉を行うとともに、現地建て替えを含めた警察本部における全庁的な建て替え候補地の検討を重ねてまいりました。

なお、現地建て替えの利点としまして、1つ目は迅速な初動対応が可能であることです。事件事故などは市街地中心部の繁華街で多く発生していることから、これまで同様、迅速な初動対応が可能であり、住民の安全安心の確保が図られます。

2つ目は、住民の利便性がよいことです。警察法施行令第5条第2号に、「警察署の位置は、管轄区域内の住民の利用に最も便利であること」と規定されています。現在の場所は都城市街地の中心に位置し、また長年慣れ親しまれている場所で広く市民に定着しており、利便性は十分確保されているものと考えております。

3つ目は、関係機関と迅速な連携が図られることです。現在の場所は、都城市役所をはじめ国や県などの主要な官公署と近接しており、こ

れまでと同様に関係機関との迅速な連携が図られます。

次に、資料14ページを御覧ください。

3の建て替え方針についてです。

警察署を建設するための最適な土地を見つけるには至らず、諸般の事情を総合的に勘案し、現地建て替えを行うことといたしました。資料右側に現地建て替えのイメージ図とありますが、旧本庁舎は警察活動を継続するために残しつつ、その他の倉庫や車庫、講堂といった建物を取り壊し、更地となる場所に新本庁舎と新附属棟を建設するというものです。

最後に、4の事業スケジュールについてです。令和7年度に平面計画や配置計画などの基本構想を策定した後、令和8年度から基本設計及び実施設計などを行い、令和11年度に工事に着工の上、令和13年3月の供用開始を目標としております。

**○重松委員長** 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はございませんでしょうか。

**○函師委員** 工事中の駐車場の確保はどうされるのでしょうか。

**○川越会計課長** 来客の車、公用車もありますけれども、付近の有料駐車場等もありますので、そこに御協力を仰ぎながら利活用させていただく予定で考えているところです。

**○函師委員** 無料の借上げをされるのでしょうか。

**○川越会計課長** そこにつきましては、また今後、予算の面等もありますので、議会にも諮りながら予算をつけてのこととなると思います。

**○函師委員** 新庁舎ができた際の駐車場の台数は、現在の駐車場の台数からどれぐらい増えるものなのでしょうか。

○川越会計課長 基本構想から図面を引いているものですが、具体的な台数はまだ分かりません。イメージ図の黒いところに、現在の宿舎や旧本庁舎、下のほうに公道や留置施設とかがあるのですが、それが黄色部分に集約されますので、スペース的にはかなり広がると思います。もちろん駐車スペースも増えると考えております。

○二見委員 先ほど説明のときに、現庁舎でかなり不便をかけているというような説明があったと思うけれども、何年前ぐらいからそういう話があったのか疑問に思いました。警察署の建て替えは地元でも話が出てくるものですから、公の場でなくても良いので、些細なことでも情報があるときには教えてほしいというのが要望としてあります。

今回、同じ場所で建て替えをするといったときに、職務執行において、今の場所が非常に立地条件が良いというのは分かります。町に近いところ、交通の便が良いところもあるけれども、都城市が合併して今度20年になり、インター付近の開発が広がっています。都城・志布志道路が来年2月にインターとつながることで、工業団地ができたり、人口が増えたりする地域もあるのかなと思います。

先ほどおっしゃったように、駅前、牟田町辺りで臨場が多いんだろうとは思いますが、町が開けてきている北部では、そういう傾向は全くないのかなという懸念があります。現状として、今の場所から行くにも、距離があるので、犯罪とかで臨場する件数が増えているということはないのでしょうか。

○川越会計課長 御指摘の犯罪の発生状況でございますけれども、令和5年度の110番の中でも、警察が直接対応するような通報状況を見ますと、

都城管内の交番・駐在所、その中心部で把握しているのは約50%を超えている状況です。令和4年で52%、令和5年で55%近くになっており、中心部の交番・駐在所の発生が多いのが近年の状況でございます。

○二見委員 やはり半分が町中というか、どちらかという南部のほうに近いところが多いということは分かりました。以前は7～8割だったのかなという気もして、そこ辺の傾向は大丈夫なのかなと。要するに、北部のほうで増えているのであれば、対応も考えなければならないのかなと思っています。10年単位ぐらいで見たとときの状況というのは分からないものなのでしょうか。

○川越会計課長 手元に過去5年、10年という数字はないのですが、体感的な警察署の意見で言えば、都城市でも牟田町とかは旧来から多いという話は聞いているところでございます。

○二見委員 職員の方の話も大事だと思うけれども、職員の方も異動されますよね。だから長年の傾向を数字として押さえないといけないと感じたところです。今回、警察署の場所の選定で難航されている話も聞いていたものですから、私としては、都城市に南署と北署を2つ造るぐらいの大胆な発想があってもいいのかなと思います。宮崎市には、北署と南署がありますが、今度は西署までできるという話ですからね。都城市について言えば、北署まで言わなくても、何かそういう拠点になるものが都城北部のほうに必要ではないのかなと思いました。警察組織としては交番、駐在所を使いながら都城北部地域の治安維持を図っていただいているとは思いますが、建て替えという大きな判断だと思いますから、そういったところまで慎重に

検討してほしいという思いがあり、いろいろお聞きしました。

都城市の交番も再編により、なくなっているところがあります。都城市の治安状況等もしっかり踏まえた上で、お話を聞かなければと思ってお伺いしたところでした。

**○川越会計課長** 委員御指摘のとおり、都城市は県内でも特に大分変わっていると思うのですが、警察としましても今後10年、20年、50年、犯罪の発生状況等が変わりましても、交番、警察署を含め検討する余地があるんじゃないかなとは考えているところです。

**○武田委員** 建て替え工事が始まると工事車両等も入ってくるので出入りがすごく厳しくなるんじゃないかなと思います。そのあたりはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

**○川越会計課長** 警察署の出入りにつきまして、今の都城警察署につきましては主に東側から出入りになっていますが、イメージのとおり若干南側に移りますので——これから図面を作っていきますけれども、出入口の場所の検討とか、場合によっては交差点の状況については道路管轄と検討しながら進めていくことになると思います。いずれにしましても事故の発生とかがないように、警察署の付近にそれらを踏まえた上での図面を構想していこうと思っております。

**○武田委員** 供用開始まで日にちがあるので、この間が物すごく仕事がしにくいんじゃないかなと思います。

これからまた生活していく上で、都城市が10年、20年、30年たったときに、総合的に勘案しながら、全体の利益を考えたときに、もう少し広い場所に建て替えたほうがいいんじゃないかなたんだろうかなという思いがどうしてもあるのですが、そのあたりはどうでしょうか。

**○川越会計課長** 建設につきましては、最初に説明したとおり、令和4年度の予算をいただき土地の状況調査等を進めてきまして、都城市にも協力を仰ぎながら数か所当たってきたところです。しかし、よい土地がない状況であり、当初から現地の建て替えも含めて検討していたのですが、最終的にほかにいい土地がなく、現地点に落ち着いたところです。先ほどの工事での出入りの事故等につきましても、十分に考えながら進めていきたいと考えております。

**○福田委員** 事業スケジュールに令和7年度から書いてあるのですけれども、6年経過した令和13年に供用開始とあります。建設工事が2年くらいというのは想像がつくのですけれども、基本設計、実施設計に3年というのは期間が長いです。概要しかないと思うのですけれども、どういう理由で時間がかかるのか教えてください。

**○川越会計課長** 御指摘のとおり、令和8～10年と通常に比べて長いです。これにつきましては、ローリングと言いまして、現在ある警察署の場所で勤務をしながら、必要なところを崩して新しいものを建てていくということで、現在のところに建てるということにどうしても3年間要してしまうということです。

**○福田委員** 基本構想は公開されるのでしょうか。

**○川越会計課長** 状況に応じてこの常任委員会の場等を通じて御説明させていただくことになると思います。

**○二見委員** 場所の選定作業をしているときの、用地の取得費用は、幾らぐらいを見込んでいたのでしょうか。青天井で考えていたわけじゃないんだと思うのですけれども、坪単価でいくらだったとか、そういった目安を持って交渉され

ていたのでしょうか。

○川越会計課長 どの場所が幾らというのは手元にはないけれども、令和4年に、土地を探すときに\*118万円ぐらいの予算で業者に頼みまして、いろいろ探していただきました。各場所の土地が幾らという前段階で、ここは問題があるとか、既にほかの業者が入れられたとか、関係者と話が進まなかったというのが現状でございます。具体的に金額が幾らということはございません。

○二見委員 思った以上に作業が難航してたということですね。不動産交渉は、話が先行すると売り手側は渋ったりもするだろうし、経済状況とかもあるんだと思いました。

○重松委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、その他報告事項は終了いたします。

その他で何かございませんでしょうか。

○二見委員 免許更新手続とかについて、今回、マイナ免許証になるということでお話があったと思うのですがけれども、一般質問で、収納事務について県警が管轄している事務はかなりたくさんあると伺いました。会計管理局では、コンビニとかでも利用できるバーコードでの収納、もしくはネットバンクで収納できるような方法も考えているということですか。免許証更新とか、その他の手続で、証紙を使っているのがあると思うのですがけれども、県警本部としてそういう収納事務の利便性向上を図るための考えは整理されているのでしょうか。

会計管理局としては来年度予算で幾つかやっていきたいということを言っていたものですが、各部署からのヒアリング等は終わっている状況で、会計管理局と話を詰めているのであれば、教えていただければなと思いました。

○池田運転免許課長 御質問のことにつきましては、まだ具体的な話は知事部局から来ていないところがございますけれども、そういう話も知事部局と連携しながら今後やっていくこととなると思います。

○二見委員 会計管理局としては、各部署がやりやすくなる具体例を挙げて、それに対して新年度予算をつけていくという話でした。つまり、県警の中でも、窓口業務とかをやっているところにおいては、新年度に向けて効率化についての検討作業は終わっていないといけないので、やり方についてしっかり検討されているのかどうかを確認しているのです。今、デジタル化の中で、利便性が進んでいるので、どこが責任を持ってやるんだという話です。県警だけではなく、ほかの部署においても収納事務があるわけなので、そのやり方について、しっかりと計画を持って、順次やっていかない限り、この話は絶対進まないから、県警としてどういったところをやっていきたいのかについて、もしあれば教えてもらいたい。

新年度予算にやるということではなく、こういったところを改善することができればいいとか、特に収入証紙を使わないで、カードで支払うことができるようなものも具体的に入っているのか、どういう検討をされたのかお聞きしたところです。

○平居警察本部長 今回の一般質問における会計管理局の答弁の中身が何を指しているのかというのは、私はよく分かっておりません。

考えていることを申し述べさせていただきますと、運転免許関係手数料を含め様々な警察関係手数料については、キャッシュレス決済に持っていきたいと考えております。ただ、それをす

※14ページに訂正発言あり

るためには収入証紙を全廃しなければいけないという他県の例がありますので、我々としては収入証紙全廃で、キャッシュレスで、全て物事が動くようになっていただければいいと思っております。少なくとも事務レベルではそのような考えを会計管理局のほうに伝えてはおります。

○二見委員 他県ではもう全廃しているところもあるので、このダブルスタンダードは、利便向上を複雑にしていると思います。どちらも選べると惑わされるという懸念もあって、県警としてやりやすい方向、やりたい方向で提案していけばいいのかなと思ったところです。

○前屋敷委員 資料7ページの一番下の運転経歴情報記録手数料が新設され、マイナンバーカードに免許証を一体化することで、通常より安くなるという御説明でした。この手数料というのはこの料金とは別に、必要になるという理解でしょうか。

○黒瀬交通部長 ただいまの御質問につきましては、御指摘あったように、本来の発行手数料とは別に、情報の書き込み料として100円手数料がかかることとなっております。

○前屋敷委員 上の欄の900円ですけれども、「下記以外」のものといったらどんなものが、書き込みの項目として想定されるのでしょうか。

○黒瀬交通部長 運転経歴証明書の紙ベース——身分証明書として使えるというような運転経歴証明書でございます。これをカードとして発行するときには交付手数料といたしまして1,150円がかかります。あくまでもここに掲載しておりますのは、運転経歴情報記録のための手数料ということで書いておまして、下の段の100円というのは既に完成した運転経歴証明書にデータを入力するときにかかります。

一方、上の「下記以外」という場合は、マイ

ナンバーカードを既にお持ちの方が運転経歴の運転情報をデータで入力するときには900円かかりますという記載でございます。

○前屋敷委員 マイナ免許証が交付されるときに、既にこの情報記録は書き込まれて渡されるという理解でしょうか。新たにこの分の料金は付け加えるということですね。

○黒瀬交通部長 そのとおりでございます。ここはあくまでも運転免許証とは別の運転経歴証明書でございますので、それをマイナンバーカードに書き込むときには、別途手数料がかかるということでございます。

○前屋敷委員 マイナ免許証の取得のときには800円安くなるという御説明でしたけれども、新たに取得となると、より高くなるというようなことになりますよね。

○黒瀬交通部長 「運転経歴証明書をカードとして、発行してください」といったときと同時に、このデータをICチップに入力するときには100円かかりますし、カードを発行するときの手数料としては別に1,150円が要ります。結局、カードも交付してもらおう、データも入力してもらおうという作業をした場合には1,250円かかるということです。

○前屋敷委員 この「下記以外」の900円の手数料というのも、マイナンバーカードへの情報の書き込みのときに要するというわけでしょう。

○黒瀬交通部長 そのとおりでございます。上のほうは、マイナンバーカードにデータだけ書き込む場合が900円、下の場合は運転経歴証明書、カードを発行してもらおうときに一緒にデータも入力するときの手数料が100円という意味でございます。

○川越会計課長 先ほどの都城警察署につきまして、土地の調査費用について、118万円と言っ

ておりましたが、180万円へ訂正をよろしく願  
いいたします。

○重松委員長 それでは、以上をもって警察本  
部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

---

午前11時20分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは本委員会に付託されました議案等  
について、企業局長に概要説明を求めます。

○松浦企業局長 まず、綾第二発電所に関しま  
して、御礼と御報告をさせていただきます。

委員の皆様には10月29日に現地調査を行っ  
ていただきました。誠にありがとうございます。  
おかげさまで現場の作業は段階的にスタートし  
ておρισまして、調査当日には設置が終わって  
おりませんでした自走式モノレールも11月中に  
設置が完了して、順調に作業は進んでいるとい  
う状況でございます。

今後、二度とこのような事故が起こらないよ  
うに、私どもといたしましても再発防止策の徹  
底、それから安全確保に努めてまいりますので、  
皆様の御理解をお願いいたします。

それでは、本日の御説明いたします議案等の  
概要について御説明いたします。

委員会資料の2ページを御覧ください。

目次でございます。まず1つ目の予算議案、  
3件でございます。

議案第27号が「令和6年度宮崎県公営企業会  
計（電気事業）補正予算（第2号）」、議案第28  
号が「令和6年度宮崎県公営企業会計（工業用  
水道事業）補正予算（第1号）」、議案第29号が  
「令和6年度宮崎県公営企業会計（地域振興事

業）補正予算（第1号）」となっております。

2のその他報告事項といたしまして、1件ご  
ざいます。「令和6年度の各事業の上半期の状況  
について」でございます。それぞれの内容の詳  
細につきましては、担当課長から後ほど御説明  
いたします。

○重松委員長 次に、議案についての説明を求  
めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終  
了した後に行います。

○小川総務課長 補正予算について御説明いた  
します。資料の3ページを御覧ください。

議案第27号「令和6年度宮崎県公営企業会計  
（電気事業）補正予算（第2号）」であります。

1の補正の理由についてであります。

まず（1）ですが、給料表の改定等に伴い、  
職員の給料手当等を増額するものです。

次に、（2）ですが、国の補正予算を受け、県  
土整備部において、多目的ダム改良工事の増額  
補正を行うこととしておりますことから、企業  
局においてその費用の一部を負担しております  
共同施設負担金を増額するものです。

続いて、2、補正額であります。

まず、収益的収入及び支出ですが、表中の太  
枠、補正予定額の欄にありますとおり4,410  
万9,000円の増額補正をお願いするもので、全額  
が1、補正の理由（1）で御説明いたしました  
給料表の改定等に伴うものであります。その結  
果、補正後の電気事業の事業費の合計は、太枠  
の計の欄にありますとおり74億2,359万9,000円  
となります。これにより、事業収益から事業費  
を差し引いた収支残は、表の一番下の計の欄に  
ありますとおり、マイナス25億7,322万7,000円  
となります。

資料4ページを御覧ください。

次に、資本的収入及び支出についてですが、表中の太枠、補正予定額の欄にありますとおり3億8,906万7,000円の増額補正をお願いするもので、全額が1、補正の理由(2)で御説明いたしました共同施設負担金の増に伴うものであります。この結果、補正後の資本的支出の合計は、太枠の計の欄にありますとおり41億7,649万6,000円となります。これにより、資本的収入から資本的支出を差し引いた収支残は、表の一番下の計の欄にありますとおり、マイナス41億635万4,000円となります。

次に、資料の5ページを御覧ください。

議案第28号「令和6年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第1号)」であります。

1、補正の理由ですが、先ほど3ページで御説明した電気事業の1の(1)と同様に、給料表の改定等に伴うもので、2、補正額の表中の太枠、補正予定額の欄にありますとおり212万8,000円の増額補正をお願いするものであります。この結果、工業用水道事業の事業費の合計は、太枠の計の欄にありますとおり4億5,622万6,000円となります。これにより、事業収益から事業費を差し引いた収支残は、表の一番下の計の欄にありますとおり、マイナス7,267万4,000円となります。

資料の6ページを御覧ください。

議案第29号「令和6年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)」であります。

こちらも先ほど御説明した工業用水道事業と同様に、給料表の改定等に伴うもので、2、補正額の表中の太枠、補正予定額の欄にありますとおり2万3,000円の増額補正をお願いするものであります。この結果、地域振興事業の事業費

の合計は、太枠の計の欄にありますとおり3,102万2,000円となります。これにより、事業収益から事業費を差し引いた収支残は、表の一番下の計の欄にありますとおり、マイナス750万1,000円となります。

補正予算に係る説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

○二見委員 地域振興事業の増額ということですが、担当者がいるのでしょうか。

他の事業もですが、職員はそれぞれの事業から、給与等は支給されるにしても、身分は一緒で、企業局職員になるわけですね。

○小川総務課長 地域振興事業は非常に少ない補正額になりますけれども、実は0.1人分を計上している形になっています。地域振興事業は一ツ瀬川のレクリエーションセンターですが、あちらは指定管理者になっていますので、基本的にそちらが主に事業を行い、私どもではその管理をするということで、0.1人分を計上しています。

また、工業用水道事業については、6.9人分を計上しておりますが、それぞれ会計上、人を張りつけているというような形になっています。会計上の張りつけだけなので、身分的には全て企業局の職員ということで、表向きには、誰がその会計に張りついているかは分からない。

○二見委員 0.1人というのは規定数値ですか。必ず0.1人で計算するようになっているのか、その年で変えたりしているのか。

○小川総務課長 例年は、ずっと0.1人でした。

○重松委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、その他報告事項に関する説明

を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○小川総務課長 それでは、その他報告事項につきまして御説明いたします。

資料の7ページを御覧ください。

まず、電気事業の業務状況について御報告いたします。

(1)の事業の概況であります。

①の供給電力量の太枠の上半期計の欄を御覧ください。

上半期の供給電力量の実績(B)は2億8,029万キロワットアワーで、目標に対する達成率は100.4%となっております。

8ページを御覧ください。

②の電力料金収入の太枠の上半期計を御覧ください。

電力料金収入の実績(B)は27億2,000万円余で、目標に対する達成率は110.3%となっております。

9ページを御覧ください。

(2)の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のアの収入の太枠の事業収益の欄を御覧ください。

上半期収入済額(C)は29億2,900万円余で、上半期収入予定額(B)に対する収入率は110.2%となっております。

次、10ページを御覧ください。

イの支出の太枠の事業費の欄を御覧ください。

事業費の上半期執行済額(C)は21億1,200万円余で、上半期執行予定額(B)に対する執行率は88.0%となっております。

11ページを御覧ください。

②資本的収入及び支出であります。これは、固定資産などに係る収支を表すものであります。

まず、アの収入であります。工事負担金や貸付金返還金については、下半期に請求を行うこととしておりますことなどから、上半期の資本的収入の収入済額はございません。

次に、イの支出の太枠の欄を御覧ください。

資本的支出の上半期執行済額(C)は1億4,500万円余で、上半期執行予定額(B)に対する執行率は86.0%となっております。

次に、12ページを御覧ください。

続きまして、工業用水道事業の業務状況であります。

まず、(1)事業の概況であります。

①の給水状況の太枠の上半期計の欄を御覧ください。

上半期の常時使用水量の実績(B)は1,043万立方メートルで、目標に対する達成率は100.0%となっております。

次に、13ページを御覧ください。

②給水料金収入の太枠の上半期計の欄を御覧ください。

給水料金収入の実績(B)は1億6,900万円余で、目標に対する達成率は100.0%となっております。

14ページを御覧ください。

(2)の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のアの収入の太枠の事業収益の欄を御覧ください。

事業収益の上半期収入済額(C)は1億9,200万円余で、上半期収入予定額(B)に対する収入率は100.1%となっております。

15ページを御覧ください。

イの支出の太枠の欄を御覧ください。

事業費の上半期執行済額(C)は1億4,100万円余で、上半期執行予定額(B)に対する執行率は89.6%となっております。

16ページを御覧ください。

②資本的収入及び支出であります。

アの収入であります。工事負担金については、下半期に請求を行うこととしておりますことなどから、上半期の資本的収入の収入済額はございません。

次に、イの支出の太枠の欄を御覧ください。

資本的支出の上半期執行済額（C）は8,000万円余で、上半期執行予定額（B）に対する執行率は92.4%となっております。

17ページを御覧ください。

地域振興事業の業務状況であります。

まず、（1）の事業の概況であります。

上半期は、猛暑や台風第10号によるコース冠水の影響等があったことから、①のゴルフコースの利用状況の太枠の上半期計の欄にありますとおり、利用者数の実績（B）は、平日、休日の合計で9,363人で、目標に対する達成率は66.9%となっております。

18ページを御覧ください。

②の施設利用料収入であります。太枠で囲んでおりますとおり、指定管理者からの納付金の上半期分は913万円となっております。

19ページを御覧ください。

（2）の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のアの収入の太枠の事業収益の欄を御覧ください。

上半期収入済額（C）は1,004万円余で、上半期収入予定額（B）に対する収入率は99.7%となっております。

20ページを御覧ください。

イの支出の太枠の事業費の欄を御覧ください。

事業費の上半期執行済額（C）は886万円余で、上半期執行予定額（B）に対する執行率は68.5%となっております。

21ページを御覧ください。

②の資本的収入及び支出であります。

アの収入であります。本年度は資本的収入の予定はございません。

次に、イの支出の太枠の資本的支出の欄を御覧ください。

資本的支出の上半期執行済額（C）はございません。上半期執行予定額（B）に対する執行率は、支払いが下半期となったためゼロ%となっております。

以上が、企業局が実施しております3つの事業の業務状況でございます。

なお、参考としまして、22ページ以降に、各事業ごとの上半期の損益計算書と貸借対照表を添付させていただいております。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はございませんか。

○二見委員 地域振興事業の上半期の状況について、どのようにお考えですか。

○西本経営企画室長 上半期の状況につきましては、7～9月は猛暑により熱中症警戒アラートが50日出ておりまして、昨年度は28日でありましたので、かなり多かったと思っております。

あと、4～5月につきましては雨がやや多い状況で55日間ほどでした。上半期の180日だけいきますと、55日の雨と50日の熱中症警戒アラートによって、伸び悩んだと認識しております。

○二見委員 雨と熱中症警戒アラートは同じ日には出ないでしょうから、厳しい状況ですよね。

天候の話は分かりましたけれども、営業日で見るときはよかったですでしょうか。

○西本経営企画室長 雨や熱中症警戒アラート以外のときには結構利用者がいます。

例えば、先週の土日は、天気がよかったです

もあり、1日当たり150人を超える利用者の方がいらしていただきました。天気がよくなると利用客が戻って来てくれると思っています。

○二見委員 資料29ページにある流動資産について教えてください。

○小川総務課長 企業局の資産ですけれども、国債、公債とかを買って運用しています。そういったものが雑流動資産で計上されています。

○重松委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、その他で何かございませんか。

○二見委員 前回の定例会のときに、岩瀬ダムのウキクサの話がありました。その後の対応状況や調査したことがあれば教えてください。

○山元施設保全課長 都城土木事務所と小林土木事務所で除去作業を行うということで進めております。工区を3つに分けて行い、都城土木事務所の1工区は11月に発注して除去作業に入っていると聞いております。残りにつきましては、年明け1月に発注して作業に入ると聞いております。

○二見委員 大量発生した原因の調査とかをしていなかったわけですね。

○山元施設保全課長 前回の委員会で説明しましたけれども、今回、猛暑等の影響により非常に早いスピードで、一気に繁殖したことが原因と聞いております。

○二見委員 今までは気温が低くて繁殖できなかったのが、熱帯性の植物なので、異常気象により増えてしまったということですね。外来種が自然繁殖してしまったことへの対応を考えないといけないですね。

○山元施設保全課長 ウキクサは外来種であり、特定外来生物になっております。県土整備部には今後起こらないように、除去を徹底してやっ

てほしいと話をしているところがございます。

○二見委員 除去は当然やらないといけないにしても、県民に広く周知すること、外来種を扱う事業をやっている方へ注意していく必要があると思いました。宮崎県として、そういった対応を考えておいたほうがいいと感じたのですがいかがでしょうか。

○山元施設保全課長 市町村などと協議会を開いておりまして、広報等もしっかり行って、当然どこから持って来ないことには繁殖しないわけですから、入ってきたらすぐ見つけれられるような整備をしていくようにしていきたいと思っております。

○前屋敷委員 多目的ダム改良工事の補正に関して、「松尾ダムほか8施設」とあるけれども、県が有するダム全てになるのでしょうか。

○山元施設保全課長 この対象につきましては、県が所有しております多目的ダム9か所全てということでございます。

○前屋敷委員 一定の改良工事がどこのダムも必要だということでしょうか。

○山元施設保全課長 各ダムとも、老朽化が進んでおりまして、今回の補正予算を受けて実施するものでございます。

○重松委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上をもって、企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

---

午後0時59分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○黒木教育長** まず、説明に入る前でございますが、去る11月8日に行われました宮崎県産業教育フェア開会式に、文教警察企業常任委員会から、重松委員長をはじめ委員の皆様にご臨席を賜りました。本当にありがとうございます。これからも産業教育も盛り上げていただけますと、大変助かります。よろしく願い申し上げます。

教育委員会所管の議案等につきまして、その概要を御説明申し上げます。

常任委員会資料の2ページ目の目次をまず御覧ください。

今回御審議いただきます議案は、議案第1号及び第23号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第7号、第8号)」、議案第26号「令和6年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)」、議案第18～20号「公の施設の指定管理者の指定について」、議案第32号「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」の4つでございます。

次に、その他報告事項といたしまして、「宮崎県高等学校教育整備基本方針の改定(素案)について」、「県立高校就職内定状況について」、以上2件を御報告申し上げます。

それでは、予算議案について御説明申し上げます。

資料の3ページを御覧ください。

議案第23号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)」、議案第26号「令和6年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

補正額につきましては、表に太線で囲んでいるところが3か所ございますが、その一番上の

合計の欄、右から2番目に記載しておりますように、一般会計が28億5,213万3,000円、また下から2段目の太線枠、右から2番目でございますが、特別会計が193万6,000円、一般会計と特別会計を合わせた一番下の欄の右から2番目のところでございますが、今回28億5,406万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

繰越明許費の変更についてであります。

表にありますように、「練習環境整備事業」につきましては、関連工事の遅れ等のため1億2,480万円の繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

債務負担行為の追加についてであります。

宮崎県スポーツ施設管理運営委託費におきまして、宮崎県総合運動公園有料公園施設等の指定管理者の指定に伴い、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

引き続き関係課長が御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○佐藤教育政策課長** 常任委員会資料3ページを御覧ください。

11月補正予算案のうち、議案第23号及び議案第26号につきまして、教育委員会全体を一括して御説明いたします。

資料の3ページの表の右から3列目及び4列目の補正額、議案第23号及び議案第26号の欄を御覧ください。

こちらは、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に伴います人件費の補正でございます。

具体的には、給料等の月例給の引上げ分の年間所要額及び勤勉手当0.1月の引上げ相当分などを盛り込んだものでございます。

補正額は、一般会計で28億5,213万3,000円、

特別会計で193万6,000円の増額補正であります。

○田中スポーツ振興課長 資料6ページを御覧ください。

議案第18～20号「公の施設の指定管理の指定について」であります。

これは、スポーツ施設について、令和7年度以降に管理運営を行う指定管理者の指定に当たり、議決を求めるものであります。

はじめに、1、施設の概要については、6月の委員会にて、選定について一度御報告させていただいている内容で3施設になります。

次に、2を御覧ください。

次期指定管理候補者を記載しております。

(1)の県総合運動公園等が宮崎県スポーツ振興グループ、(2)の県山之口陸上競技場等が宮崎県山之口陸上競技場スポーツ振興グループ、

(3)の県プールがひなたメドレー株式会社となりました。

資料7ページを御覧ください。

3の指定期間につきましては、(1)の県総合運動公園等が、日本一挑戦プロジェクトに係る施設改修を行っているため、改修が終了する令和8年度までの2年間としております。

次に4、選定概要で選定の手続について御説明いたします。

(1)の②のア、県総合運動公園等とイの県山之口陸上競技場等につきましては、約2か月間の公募を行い、記載のとおり1団体ずつの応募がございました。

なお、県プールにつきましては、民間の資金やノウハウを活用するPFI事業を活用し、施設の整備と15年3か月間の運営維持管理を一括して民間事業者が担うこととしておきまして、その事業者として、ひなたメドレー株式会社を令和3年に既に選定しているため、今回は募集

及び審査等の手続はございませんでした。

資料8ページを御覧ください。

(2)指定管理候補者の審査方法について、まず②にありますように、外部委員、有識者で構成される指定管理候補者選定委員会を設置し、募集要領や選定方法等の協議を行い、選定に係る審査を行いました。

次に、③にありますように、教育長を議長とする指定管理候補者選定会議におきまして、選定委員会の審査結果と施設所管課であるスポーツ振興課による審査結果を照らし合わせまして、最終的な候補者を選定したところです。

資料9ページを御覧ください。

選定の基準等は、行政改革推進室の示す標準例を参考に、指定管理候補者選定委員の意見を踏まえ、決定したところであります。

配点につきましては、現在のスポーツ施設の課題と考えている、2段目にあります「公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画」等に重きを置いております。

その下の「経費の縮減等」につきましては、過度に人件費等を削減し、安全管理体制がおろそかになること等を防ぐ観点から、あまり高きはしておりません。これは、行政改革推進室の示す標準例に沿った方針となっております。

資料10ページを御覧ください。

(3)審査結果及び選定理由であります。選定委員会の審査結果は①、選定会議の確認結果は②に記載しております。いずれの審査においても、最低基準点を満たす結果となりました。

選定の理由につきましては、③に記載のとおり、施設の管理運営を着実に実施できる能力や実績を有していること等が挙げられます。

資料11ページを御覧ください。

各指定管理候補者からの提案内容であります。

宮崎県スポーツ振興グループの提案額につきましては、指定管理料の一番右の列にありますように、2年間で8億8,663万7,000円となっております。

収支計画や提案内容は記載のとおりであります。

資料12ページを御覧ください。

宮崎県山之口陸上競技場スポーツ振興グループの提案額になりますが、指定管理料の一番右の列にありますように、5年間で5億4,400万円となり、収支計画等につきましては、記載のとおりとなっております。

資料13ページを御覧ください。

最後に、ひなたメドレー株式会社ですが、提案額につきましては、1つ目の丸の指定管理料の一番右の列にありますように、15年3か月分で46億1,992万5,000円となっております。収支計画等は記載のとおりとなっております。

○菊池教職員課長 資料14ページをお開きください。

議案第32号「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。令和6年の民間給与との較差等を踏まえ、人事委員会から市町村立学校職員の給与に関する勧告があったことから、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。市町村立学校職員のうち、教育職の給与表を人事委員会勧告のとおり改定します。

次に、3の施行期日等についてであります。公布の日から施行し、令和6年4月1日に遡って適用することとしております。

最後に、資料にはございませんが、行政職及

び県立学校職員の給料表、また、勤勉手当の引上げにつきましては、知事部局所管の「職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」におきまして、所要の改正が行われる予定となっております。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○函師委員 資料6ページ、議案第18～20号の指定管理の候補者の選定に関してですけれども、いずれも1者しかなかったようなんですが、問合せは何者ぐらいあったのでしょうか。

○田中スポーツ振興課長 実際のところは\*1者のみであったというところです。

○函師委員 比較しようがないし、あとは実績を評価するといえ、ここしかやったことがないので、ほかの実績があるところが、手を挙げづらいような状況だったのかなと推察するところです。

まず点数による審査が行われているようなんですけれども、資料9ページの上から2つ目に、「公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画」が選定基準となっておりますが、この事業計画は、我々は見ることではできないのでしょうか。

○田中スポーツ振興課長 基本的に、責任を持って審査させていただいておりますので、本日公表させていただく点数で判断いただく形になるかと思っております。

○函師委員 我々は審査員ではないので、そこまで知る必要はないかもしれませんが、山之口陸上競技場を建設したということで、同じような施設が県内に2つできることとなります。自治体が持っている陸上競技場等もありますので、やはり稼働率が落ちていくんではない

※37ページに訂正発言あり

かというところが非常に気になる場所であり、県民の代表として、どういう詳細な事業計画が組み立てられているのか、ぜひ公表していただきたい。

あとは、木花総合運動公園の指定管理料がほぼ横ばいで、山之口陸上競技場は年間約1億円程度で積算されているけれども、山之口陸上競技場の利用料収入は1,000万円程度です。何の大会で、どれだけの入場者を見込んで、何回ぐらいこの陸上競技場が使われて、この利用料収入としているのか積算根拠を知るためにも、事業計画を見せてほしいんですが、公開できないのでしょうか。

**○田中スポーツ振興課長** 公開につきましては、関係課、それから法令等も確認させていただいて、可能な部分を探ってみたいと思います。

それから、2つ目にごさいました採算等についてですけれども、今回、山之口陸上競技場スポーツ振興グループには、県スポーツ施設協会も入っております。これまでの運動公園全体というよりも、木花の陸上競技場の7年間の実績により、どれぐらいの人数や収益があったかということや、実際に国スポを控えているような県の状況も調査されて、この収益の見込みを算出して、今回出されていると受け止めております。

ですから、これが高いも低いもなく、ちょうどいいところでの提案だったと受け止めているところです。

**○図師委員** 山之口陸上競技場の利用者とかを算定する上で、今までの山之口陸上競技場の利用者数なんかを勘案した上で、この数字が出てきていて、それがちょうどいいという説明でしたか。

**○田中スポーツ振興課長** 県スポーツ施設協会

のほうから、木花の運動公園の陸上競技場の実績を提供して、山之口陸上競技場スポーツ振興グループが計画をしたということです。

**○図師委員** 木花の総合運動公園で使われていた陸上競技施設が、そのまま山之口陸上競技場に移行して、木花の陸上競技場もイコールの人数が使われるということで、この横ばいの数字が出ていると理解すべきなんではないでしょうか。

**○田中スポーツ振興課長** 実際、これからですので、未知の部分はあろうかと思われれます。陸上競技場につきましては、2つの競技場を県として有することになるんですけれども、公認の陸上競技場にもなりまして、県内のこれまで使えなかった団体の方にも積極的に利用していただく。それから、県外のいろいろな大会、合宿等、これまで以上に積極的に誘致を働きかけていくところなんです。両方の陸上競技場で同じように利用していただいて、収益もできるだけ上げてもらうように指定管理者にはお話をしていく予定としております。

**○図師委員** では、今の段階で合宿とか山之口陸上競技場を定期的に使うような提案や毎年この時期にこのぐらいの利用者が見込まれているという事業計画とかはあったのでしょうか。

**○田中スポーツ振興課長** これから調整に入っていくので、実際の動きはこれからになります。

ただ、これまで木花の運動公園で活動されていた団体とかもありますし、都城市でも独自に都城スポーツコミッションとして、高城のグラウンドや早水等の施設で、いろんな団体がキャンプ等を行われているということで、そのあたりもしっかり見越して、計画されている状況でございます。

**○図師委員** 陸上競技場が2つできたことで、先ほど言った早水のほうの利用者が減るとか、

活動が停滞することになっては何の意味もない。県内の受入れ人数は決まっているわけですから、県外からいかに利用者を増やすかというところに重きを置かなきゃいけないと思います。今後もこの数字がしっかり活用されて、このとおりになっていくかを注視していきたいと思います。

**○田中スポーツ振興課長** 両方の施設がうまく機能していくように、関係課、特にスポーツランド推進課等とはしっかり連携して誘致に取り組んで、県内の方々も使いやすい施設を目指していきたいと考えております。

**○武田委員** 県の指定管理への応募が1者のみというところが問題だと思うんですけども、1者のみの原因はどう考えていらっしゃるんですか。

**○田中スポーツ振興課長** 2か月間の公募期間があったんですけども、出にくい状況があったのかなと思います。反省し、検証も進めているところです。

ただ、実績のあったところから、これまで以上に改善をしながら取り組みたいと提案をしていただきました。

今御指摘いただいたように、1者のみというのは課題があると考えていますので、次回の指定管理者の選定に向けて、公募の在り方、周知の在り方をしっかり準備していきたいと考えます。

**○武田委員** 先ほど図師委員からもあったように、この選定にかかる事業計画の内容が分からないので、どう改善されたのかも分からないし、委員会には開示していただかないと、評価のしようがないと思います。

次は改善するという話でしたが、前例を見ると、ずっと同じところを取っている。これは、教育委員会だけではなくて、県の施設に往々に

して見られます。新しいところが入っていけるような斬新なことをやっていかないといけない。何のために指定管理をしているか分からない。事業計画について、先ほど図師委員が言われたように、これだけの大会があって、これだけの人が来てというのが分からない状態で組んでいるわけですから、これから人手不足で、人件費等もかかってくると思うんです。その中で経費を削減するべきところは削減していく感覚がないと——全体の収入があってこっだけ経費がかかり、私たちは最低限これだけで頑張りますというところがないと、これから難しいと思うんです。今後は、必ず経済性もある程度入れていただきたい。

それと、指定管理者を選定されるときに、次から本当に新しいところが入ってくれるのか、一番心配なんですけれども、そのあたりはどのように考えているのでしょうか。

**○田中スポーツ振興課長** この指定管理の在り方については、今回の反省も踏まえて、次に向けてしっかり検証していきたいと思います。

今回、県の総合運動公園のほうの振興グループにつきましては、委託の中で部分的に利用のマーケティングとか、調査であったり、サンマリスタジアムの管理、専門の業者の方にも入っていただくようにしております。そのようなところで連携をしながら、この全体の指定管理者の関係性を2年間ないし5年間の中でしっかり構築しながら、次の指定管理の公募に向けて努めていきたいと考えております。

**○武田委員** 大会誘致に関してですが、教育委員会、各競技団体、県、都城市とか含めて連携されるんでしょうけれども、大会誘致等を主にしていくのは、どの団体になるのでしょうか。

**○田中スポーツ振興課長** 誘致につきましては、

県と指定管理者が一体となって、お互いに情報を共有しながら、それぞれの強みを生かしながら連携して、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○武田委員 しっかりと大会数とか目標人数を決めて、毎年やっていただきたいと要望しておきます。

○二見委員 事業計画をここで資料として出すことはできないにしても、どういう事業をするのかとか、いつ頃に何をしようとか、そういうことについて口頭でも説明してほしいけれども、それすらできないのでしょうか。

○田中スポーツ振興課長 そういうことではございません。陸上競技場についていいますと、陸上競技の大会、合宿、それからラグビー、サッカー等の試合、合宿、練習等、これまで以上に県内外、国内大会も含めて誘致をやるということは実際に提案で出ております。

また、自主事業では、それぞれのグループで、著名なアスリートのスポーツ教室や交流会とか、空きがないように稼働率をしっかりと上げる考えは提案していただいている状況でございます。

○二見委員 木花の総合運動公園で、いろんな事業をやっていましたが、山之口陸上競技場ができたことによって、新たに生まれてくる事業もあると思います。

一方で、木花の総合運動公園でやっていた事業で、山之口陸上競技場に移管されるものもあるのかなと推察しますが、今までやってきた事業について、ある一定程度の振り分けが行われているのでしょうか。全体的なマネジメントをしようということで、スポーツ施設協会が入っていて、そこが代表になって、ある一定程度の意図的な振り分け、計画なりがもともと組み込まれていないと困るわけですね。

どんな計画をつくられているのか、口頭でしっかり説明してもらわないと、我々は全く分からない。白紙の状態で考えろと言われるけれども、基になる情報がないから判断もできない。これからどのように活用していくのか、教育委員会として審査して点数をつけたわけだから、その点数の根拠をしっかりと示すことが説明責任だと思うんです。どういった審査のポイントがあり、利点があったのか、形式的なところだけではなくて、具体的に説明してもらわないと、何とも言いようがないです。

具体的なこととして、ラグビーの合宿など説明して受け止めてくださいと思っているかもしれないけれども、具体的ではないと思います。ただ競技を並べているだけであって、どういったものを持ってこようとしているのかとか、何月頃にしようとしているとか、木花の運動公園もどうなるのかとか、県民の関心は非常に高いので丁寧に説明してほしいです。

○田中スポーツ振興課長 委員がおっしゃるとおり説明が足りませんでした。

選定委員会で山之口陸上競技場に関する提案書を見た中では、県と市の施設をそれぞれ管理するけれども、一体的にしっかり運営する上で連携が取れるのか、運営面において柔軟な対応は可能か、予約状況の食い違いがないか、利用料金が適正かなどの意見が出ました。

それから、この総合運動公園のグループにもスポーツ施設協会が入っているんですけども、どのような立場なのか、そういう確認が中心でございました。今までの実績に基づいた計画はできているんですけども、細かい部分の計画は、この指定がしっかり確認されてから、教育委員会と観光推進課とともに、県のスポーツ施設協会が入っている両方のグループ、都城市と

連携しながら御示唆いただいたような内容を精査しながら計画を進めてまいりたいと考えます。

**○二見委員** 今回の指定管理は、今後、5年間、プールは15年間ということで、重い判断をされているわけですが、どんな事業計画が出ているのかは我々には分からないままです。会議のほうで決定し、採点結果の数値でしか見れないし、どんなものを見て判断したのかも全く分からない。

それで、行政と有識者などのダブルチェックでやっているのに、正当性を担保したという思いだろうけれども、経営をよくしていくために、いろんなことを取り組んでいってもらわないといけない。民間レベルにおいて、いかに活用して稼いでいくかということ、活性化につなげていくかということにフル回転で動いてもらわないといけないんです。

だからこそ、事業計画がどのようになっているのかは、非常に関心が高いです。チャレンジしたけれども、うまく話がまとまりませんでしたというのもあると思う。でも、次から次に手を打っていくところが見えてくるようなスタンスで判断してもらわないといけないのに、1者だけで、最低限は超えているからオーケーというのは違いますよね。

県の主要施設がこういう手続で進んでしまうことは問題だと思うんですけども、審査のやり方、情報の公開の仕方、決め方による問題意識は持っていないんですか。

**○田中スポーツ振興課長** 先ほどから、いろいろな御指導をいただいています、確かに資料の提示の仕方や、資料が足りませんで、申し訳ないと感じております。いただいた御意見を重く受け止めまして、しっかり審査をして、反省もし、また資料の提供等も考えていただいでい

ます。

また、1者だったということで、そのことがマイナスにならないように、また、指定管理者には、県の思いもしっかりお伝えしながら、同じ考えでしっかり取り組んでいただくように、今後、努めていきたいと考えます。

**○福田委員** スポーツ振興グループなんですけれども、このグループはどのような組織になっているのでしょうか。

**○田中スポーツ振興課長** このグループは、この指定管理を行う目的だけに組まれた一つのグループと認識していただけたらと思います。

**○福田委員** 指定管理のグループの内容をオープンにさせていただくと、もっと分かりやすい気がします。

**○田中スポーツ振興課長** 今後、いただいたような意見を踏まえまして、グループの在り方を提案しながら、これまでに実績のあるグループとも話しながら、よりよい形ができるように取り組んでいきたいと思ひます。

**○重松委員長** 事業計画について資料提供等の話がありました件についていかがでしょうか。

**○田中スポーツ振興課長** どこまで提供できるのか、できる部分があるのかということも含めて確認させていただきたいと思ひます。

**○重松委員長** 分かりました。資料提供については、その後またお願いしたいと思ひます。

**○前屋敷委員** 私は県のプールについて伺いたいと思ひます。

ひなたメドレー株式会社が指定管理者ということになっており、また、この会社とは、令和3年に事業者としてプールの建設事業の契約が済んでいる。契約金額は155億9,000万円余の、PFI事業ということで、恐らく宮崎県は初めてと思ひます。このPFI事業は様々懸念す

べきことが多々ありますが、この指定管理者として15年3か月間、民間の企業が県の施設であるプールを運営するということになるわけですよ。それで、利用料金の設定などについては、どのように県として考えているのでしょうか。

**○田中スポーツ振興課長** このPFI事業は、設計、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。この事業のメリットとしましては、事業全体のリスク管理が効率的に行われることとか、全ての設計・建設から運営等を一体的に扱うことで事業コストが削減できる——質の高い公共サービスの提供が可能と認識しております。

本県としては、委員がおっしゃったように初めてだろうと思いますけれども、プールにつきましては、他県でも事例がございまして、新潟県や栃木県等のプールで、同じような事業を活用されており、鹿児島市の新鴨池水泳プールもこの手法を活用されたと伺っています。

15年とあるんですけれども、これも、この事業の選定会議の際に、この会社に参加する企業からいろんな提案がありました。先ほどありました安定的な経営とか、質の高いサービスというところからこの期間が適当であり、他県も同じような状況と伺っています。

前後しますが、複数の企業というのは、御承知のとおりだと思うんですけれども、鹿島建設とか大和開発が建設されて、他県のいろんな管理もされているシンコースポーツ九州という会社が運営されて、全体のマネジメントを米良電機がされています。そういった会社が集まられて、特別目的会社としてひなたメドレー株式会社があると認識しております。

利用料金等につきましては、新しいプールで

すので、これまでのプールよりは少し高くなる場所もあると認識しておりますけれども、ただ、これまでの実績と他県の状況はしっかり踏まえて提案していただいておりますので、県民へ物すごく負担が出るとは考えていないところでございます。

**○前屋敷委員** 今の時点では、料金も非常に不透明ですよ。公共施設ですから、それなりの民間以下の安さを県民の皆さんは期待されるわけですが、民間企業に委ねるという形になって、今の料金よりも高くなるであろうと推測されておられるということですよ。

それと、この15年間という期間ですけれども、指定管理はいろいろな事業で県内でも多くやっていますが、大体長くても5年というのが普通になっています。この15年間の途中で点検のような経過の報告などを受けることになっているのでしょうか。

**○田中スポーツ振興課長** 金融機関による調査であったりとか、それぞれのチェック機能によりモニタリングをしっかりとやるというようなところは、県も含めて実施していきます。15年という長い期間になりますので、運営は年度ごと、通常の指定管理よりも入念に行っていくシステムにはなっているところです。

**○前屋敷委員** 毎年そういう報告を受けたりするシステムになっているんですか。

**○田中スポーツ振興課長** それはプールに限らずなんですけれども、1か月ごとに行われる指定管理者の会議に県も入って報告を受けております。年度に限っていいますと、報告書や、アンケート調査の結果であったりとか、県民の方々のニーズを踏まえる場もあります。

**○前屋敷委員** 県がPFI事業をやろうと決断したところには、コスト削減が一つあると思う

んです。どれほどコスト削減されると判断をされて、PFI事業にしようということになったのでしょうか。令和3年度の委員会での御説明はあったのかもしれないんですけども、改めて聞かせていただければと思います。

**○田中スポーツ振興課長** これは、今御指摘いただいたように、県が自ら実施する場合とPFI事業を活用した場合に、その当時の試算ではありますが、少なくとも約5億円は軽減される見込みで、この事業を取り入れることに至ったと認識しております。

**○前屋敷委員** 施設の所有権は県ですが、その後の事業や維持管理は民間が15年間やるということですけども、長期になれば、いろんな問題が発生したりとか、国内でもPFI事業をした施設で事故が起きたりしている事例が上がっているんです。

そういったときに、果たして最終的にどこが責任を持つのでしょうか。大きな責任問題に至っている事例もありますので、その辺のところはしっかり明確にしておく必要があると思います。所有権は県だということで、県が全てのそういった責任を負うことになるのか。本来、そうでなければならぬと思うんですけども、そのときに事業主体の指定管理者の責任は免除されていくのか、そういったところも非常に県民にとっては心配をするところなんです。その辺は、どのように考えていらっしゃいますか。

**○田中スポーツ振興課長** おっしゃるとおりで、いろんなことが起こると予想されています。災害も含めて、いろんな施設改修であったり、対応をしなければならないと予想しています。

実際には、金額についても、これ以上であったら県が請け負う、これ以下であったら指定管理者が請け負うと定めておりますし、緊急時の

対応について、マニュアルに沿って行うように準備しております。もう一度会議の際に管理者と確認をしっかりとしながら、それぞれの責任についても丁寧に整理をして、委員がおっしゃったような、県民の皆さんが心配されるようなところを補完できるように努めてまいりたいと考えます。

**○前屋敷委員** 最後にします。コスト削減でいえば、5億円程度削減できると見ておられるということですが、確かに安く上がることに異論はありませんけれども、この5億円程度が果たして県民の皆さんにとってプラスになっていくのかどうかというのは、利用率の問題も含めて今後の経過も見ないと分かりません。また、県民にそれだけの利益が返ってくるのかということも含めて、注視をしていかなければならない課題だと思っています。

**○田中スポーツ振興課長** このプールにつきまして、今回、指定管理のお話をしていますけれども、施設全体としましては、商業施設が入ったり、大学の施設等が入ってきて、駅からも近いということで、県民の方々のにぎわいが創出されると期待されております。

その中でプールもいろいろな方に利用いただいて、県外からの大会誘致も含めて、しっかり活用していただけるように努力していきたいと思っています。

**○下沖副委員長** 宮崎総合運動公園と山之口陸上競技場の指定管理者のグループを、インターネットで検索しても両方とも出てこないんですけども、これは宮崎県スポーツ施設協会の傘下というか、地域のスポーツ団体もこのグループを構成しているのか確認させてください。

**○田中スポーツ振興課長** 次期指定管理候補者のうち、宮崎県総合運動公園のグループについて

では、県のスポーツ施設協会と県のスポーツ協会の2つ、山之口のグループにつきましては、県のスポーツ施設協会と都城市スポーツコミッションということで、いろんな競技団体といろんな参加団体は、当然スポーツ協会に加盟されていますので、そのような形に実際はなろうかと考えます。

○**下沖副委員長** 木の花ドーム、ひなた武道館とかもですけども、ここが多くの施設の指定管理を受けているような状態ですよ。

あと、公益財団法人ですけども、ここから県への出向、もしくは県からこの財団法人に出向していることはないですよ。

○**田中スポーツ振興課長** 県スポーツ施設協会につきましては、実際、県のスポーツ行政の経験者のOBが事務局長として着任されて、いろいろな経験を基に采配を振るわれております。

公益財団法人宮崎県スポーツ協会は、県からの出向も実際にいる状況でございます。

○**下沖副委員長** 指定管理を任せるに当たって、その協会に県職員、関係者が出向しているということですね。

○**田中スポーツ振興課長** 出向しておりますけれども、\*県を退職して、その団体に所属している形になっております。

○**下沖副委員長** それは定年とかじゃなくて一旦退職して、また採用になるんですか。

○**田中スポーツ振興課長** 実際は、県スポーツ協会は、年代的には我々と同年代の者が、一度退職した形にして、県スポーツ協会に勤務しているという状況でございます。その後、退職して、また県に戻る状況はございます。

○**二見委員** 事業計画を出せるか出せないかというのは、いつ分かるんですか。これは議案で、明日、採決するわけでしょう。

○**田中スポーツ振興課長** 今、確認させていただきました。委員の皆様には、この委員会限りということで、計画書を提供させていただきたいと思っております。これは、審査が終わっているということで、そのようにさせていただきますが、内容と範囲につきましては、どの部分まで開示可能か確認後、提供いたしたいと思っております。

○**重松委員長** 暫時休憩します。

午後1時58分休憩

---

午後2時05分再開

○**重松委員長** 委員会を再開いたします。

○**田中スポーツ振興課長** まず、行政改革推進室が指定管理について所管されておりますので、資料の提供につきまして、今確認を行っております。急ぎその範囲と内容について確認させていただいて、できるだけ早く提供するように準備をいたしております。

それから、計画の部分で、私の説明が曖昧でありましたので、もう少し説明させていただきます。基本的には山之口陸上競技場では、全国大会などの大規模大会——ラグビー、サッカー等のいろいろな大きな大会を行います。あと、合宿、それから県内のいろいろな強化練習等については木花の県総合運動公園でやると整理をしている計画になっております。

それから、次期指定管理に向けて今回委託の中でいろいろな企業に入っているという話をしましたけれども、大手スポーツメーカーに今回入っていただくということで、次期指定管理を見据えて、いろいろな知見等をいただきながら、取り組んでいく状況にしております。

○**二見委員** 大手スポーツメーカーがその指定管理に入っているとのことですが、どこのこと

※36ページに訂正発言あり

をおっしゃっていたんですか。

**○田中スポーツ振興課長** これは、県総合運動公園のスポーツ振興グループの中でありまして、県のスポーツ施設協会のほうで、手続をしてもらっているというところでございます。

**○二見委員** 県スポーツ施設協会に大手スポーツの会社が入るということですか。

**○田中スポーツ振興課長** そのこの社員にその期間入っていただいて、指定管理の在り方やレクチャーしていただきます。マーケティングの方法等を、そのメーカーは全国的にそういった指定管理の業務をされている実績があるとお聞きしておりますので、今回お力をお借りしようということ考えております。

**○二見委員** やろうとしていることは分かったけれども、その施設協会の人になってもらって、そこで職員の指導とか、全国のいろんなネットワークとかをつないでもらうということなんですかね。その大型スポーツメーカーの方が県のスポーツ協会の一会員になってもらうということではないですね。

**○田中スポーツ振興課長** 委員がおっしゃるとおりで、今回、職員の方にいろんなノウハウを伝えていただく内容でございます。

**○二見委員** スポーツ振興グループも山之口のグループも代表は県のスポーツ施設協会で、構成員が県のスポーツ協会と都城のスポーツコミッションと、法人格としては2者ずつ入ったのグループという説明だったと思います。その中で、代表構成員と構成員の役割、責任、そういったところの割り振りはどのようにされているんですか。

**○田中スポーツ振興課長** 基本的には、いろいろな対外的なこととか、先ほど御指摘のあった責任がどこかという話になったときには、代表

構成員が中心になって対応していただくと、県としても捉えておりますので、そういったお互いのすみ分けをしていただくようには考えております。

**○二見委員** 考えているではなくて、そうなっているんですか。この指定管理を行うグループというのはすごく曖昧なものです。今回も、代表構成員が代表となって、そこが表に出てくるんだろうけれども、指定管理を受けるに当たって、その2者の関係がしっかり規定されているのでしょうか。それぞれの責任、役割とかが規定された資料があったのかどうかも分からないんですけれども、県側が考えているだけでは問題です。相手方にも認識してもらわないといけないし、規定しておかないと、何かあったときに大変になる。そのあたりも確認した上で、それを担保できるようなものは、審査するに当たって残っているのかと、お聞きしているんです。

**○田中スポーツ振興課長** 規定もございまして、実際の審査委員会でのプレゼンの際もそのような役割分担をされて臨まれていますので、それぞれの団体も認識されております。

今後も、代表構成員にしっかりその意識を持っていただいて、この指定管理を行っていただくように働きかけていきたいと思っております。

**○図師委員** 指定管理料の収入のところですが、利用料金はそれぞれ施設の利用料金のことだと思うんですけれども、入場料が伴うような大会を誘致されたときの観客席の利用料とか、収入というのはこういう事業計画の中には全く出てこないものですか。

**○田中スポーツ振興課長** 利用料金につきましては、県で定めているところがございます。入場料を伴うもの、それから伴わないものがあり

ます。それは、プロなのかアマチュアなのかというところも含めて規定をしておりますし、また、その減免関係も、県民の方に使いやすいようにということも含めて、しっかり基準を設けて行っているところです。

○**図師委員** 入場料を伴う場合の大会とかはこの収支計画には出てこないけれども、指定管理の団体によって、その収支は表に出てくるというか、我々が知る由はあるのでしょうか。

○**田中スポーツ振興課長** 基本的には全て含んだ形の見込みになっております。その資料提供も含めて確認したいと思います。

○**図師委員** 例えば、サンマリスタジアムで2軍のオールスター戦があったりとか、そういう大会のときにはあそこだけでも1万人ぐらいの観客動員があり、入場料収入がかなり上がると思うんです。それらも、この1億1,300万円とかに含まれているということですか。

○**田中スポーツ振興課長** その利用料収入は全てイベント等を含めて主催者の収入になっております。

○**図師委員** 指定管理者と関係ないということですね。

先ほどマーケティングとかコンサルティングという言葉が出てきたので、経営感覚を審査する委員の方々にも入っていただきたいというのがあります。山之口陸上競技場、木花の総合運動公園とか、指定管理料だけで年間10億円ぐらいかかるわけですよ。マーケティングした場合、果たして経済効果は何億円程度あるのか、何人集客した場合に飲食・宿泊等々の経済効果がどれぐらいあるのでしょうか。10億円を超えるようであれば、それは万々歳なんですけれども、仕掛けとかがしっかりこの事業計画の中に落とし込まれているのでしょうか。経済効果と言え

る数字は実際出て来ているものなののでしょうか。

○**田中スポーツ振興課長** これまでの実績に加えて、今後の誘致も他県の状況も見ながら、今委員がおっしゃった部分も含めて、目標としている収支、稼げる施設を目指して、今回計画を組んでいただいております。

○**二見委員** 皆さんが審査されるに当たっては、基準や数字が合っているのか、見込みに近いのかとか、この計画の収支とか、どのように考えて採点されたのか、そのあたりはどうでしょうか。

○**田中スポーツ振興課長** 委員に公認会計士の方もおられて、予算の関係はその方に入念に見ていただいております。これまでの実績を上回るような計画になっているのか、県がやろうとしている日本一プロジェクト、他県からのキャンプ誘致等、そういったものが盛り込まれているかも含めて、細かい数字はここで申せませんが、確認はしていただいたということになっております。

○**二見委員** 公認会計士は、そのような仕事をする人ではないと思うけれども、違いますか。そういう売上げとか事業で、どれだけの売上を見込めるとか、プロデューサーというか、イベントをするような人ではないですよ。公認会計士は公的会計をしっかりやっているかどうかというのをチェックします。任せているところの力点が違うのではないかなと思いました。

○**田中スポーツ振興課長** 御指摘のとおりなのですけれども、この収支の整合性がしっかりしているのかというようなところで、御説明さしあげたところです。

計画の内容につきましては、それぞれのスポーツ団体の長の方であったりとか、実際に競技団体を運営されている方とかにも入っていただ

いておりますので、そういった側面も確認はできております。

○二見委員 実際運営している人たちの方が、見込みについては、よく分かっているのではないかなと思います。

○重松委員長 では、議案につきましては、一旦終了させていただきます。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○間曾高校教育課長 資料15ページを御覧ください。

「宮崎県高等学校教育整備基本方針の改定(素案)について」でございます。6月の常任委員会で御報告をさせていただきましたが、宮崎県高等学校教育整備基本方針は中間年の今年度に改定することとしております。その素案がまとまりましたので、御説明させていただきます。

1の(3)の内容でございますが、今回は中間見直しでございますので、2つの柱についての変更はしておりません。2の改定概要でございますが、急速な少子化の影響を踏まえ、本年度、外部有識者などから構成されます懇話会などで意見聴取を行い、検討してまいりました。

16ページをお開きください。

ページ下の4、改定のポイントにて今回の改定の主な内容を3点御報告いたします。

1点目が、令和5年に策定されました宮崎県教育振興基本計画を反映させている点でございます。

2点目が、職業教育を主とする専門学科の方向性の追記についてです。

3点目が、各地域の募集定員の見直しを変更した点でございます。

17ページをお開きください。

5の改定内容といたしまして、現方針からの変更点を中心に御説明いたします。まず、魅力ある高等学校教育の推進についてです。ア、高等学校教育の質の向上につきましては、令和5年策定の宮崎県教育振興基本計画の内容を反映させております。表の右側、内容に赤字下線で示した部分が現方針に追加をした部分でございます。

(ア)につきましては、いじめ及び近年増加傾向にあります不登校等への対応の充実について内容を追加いたしました。

(イ)では、ICTを活用し、生徒の資質・能力の育成を目指すことや、ICT活用のための環境の整備等を追加いたしました。

(ウ)では、地域課題解決等を通じた探究的な学びにより、より良い社会を実現しようとする態度の育成を図る点を追加いたしました。

(エ)では、現方針に引き続き、保健体育の授業の充実や、学校における体力づくりを推進してまいります。

(オ)では、ひなた電子図書館サービスを活用しました、各県立高校における読書活動に加え、探究的な学習活動の充実を図る点を追加いたしました。

最後に、(カ)では、特別支援学校を含めました学校間連携を促進することで、学びの機会の創出を追加いたしました。また、ICTを活用しました遠隔授業や通信教育による学校間連携による特色ある学びも検討してまいります。

そのほか、学校施設の整備について対策を推進する点も追加しております。

18ページをお開きください。

イ、学科等の方向性につきましては、(イ)職業教育を主とする専門学科を改定しております。

職業教育を主とする専門学科の学びの場につきましては、比較的小さな規模の学校において専門学科の学びを可能な限り維持し、地域課題解決に努める点を加えました。県全体といたしましては現方針に引き続き、全県的・総合的な視野に立ち、適切に維持するとともに、農業や工業、商業高等学校などの比較的大きな規模の学校につきましては、畜産科や機械科など、小学科を可能な限り維持することに努めてまいります。

最後に、19ページをお開きください。

もう1つの柱、(2) 活力ある高等学校教育の推進についてでございます。

ア、活力ある県立高校づくりの方向性につきましては、現方針から大きく変更はしておりません。基本的な考え方といたしまして、視点の1つ目は、a、魅力と活力ある教育環境の提供。2つ目は、b、地域の持続的成長を支える人材育成の核としての役割としております。この2つの視点を持ち、(イ) 全日制高等学校の望ましい規模につきましては、現方針に引き続き、教育効果がよりよく発揮できるようにするため、引き続き検討を、また、学校の在り方についても引き続き検討してまいります。

イ、各地域の学びの在り方につきましては、具体的な方針をこれまでは地域ごとに記載しておりましたが、今回の改定において、全ての地区の共通項といたしまして、主に次の3点に整理いたしました。(ア) が、普通科系学科と職業系学科をおおよそ5対5とし、バランスを考慮する点。(イ) が、学校規模の大小や所在地にかかわらず、コミュニティ・スクール等により、それぞれの学校に見合った地域や高等教育機関等の持つ教育力を生かしつつ、学校運営の工夫や改善を図る点。(ウ) としまして、遠隔授業や

通信教育を積極的に活用した学校間等ネットワーク構築に取り組み、生徒の多様な学習ニーズに応える学びの実現を目指す点でございます。

これらの方針とし、各地域の中学校卒業生数の推移を勘案しながら、各地域の令和10年度までの学級数の見通しをまとめたものが右の表となります。括弧内の数字が現方針の数値でございます。南那珂地区、児湯地区、北諸県地区、西臼杵地区におきましては、今回数の変更を行いました。募集定員の見通しにつきましては、あくまで現時点での予測の数でございます。最終的な募集定員等につきましては、前年度に確定し公表することとしております。

16ページにお戻りください。

3、改定スケジュールを示しております。本日、御報告させていただきます改定素案につきましては、今回御意見をいただきますが、その後、パブリックコメントにていただいた意見も参考にしながら最終案を作成してまいります。最終案の報告につきましては、当初の予定より早めまして1月の定例教育委員会を経て、同じく1月の閉会中常任委員会にて御報告・公表する予定としております。

本方針は今回改定いたしますが、引き続き高等学校の教育の質の向上と、生徒にとってより良い教育環境の提供を進め、より魅力のある県立高等学校を目指してまいります。

続きまして、資料20ページを御覧ください。

令和6年10月末現在の県立高校生の就職内定状況につきまして御説明をいたします。

採用選考につきましては、例年どおりの日程で9月16日より開始されました。

1の就職内定状況を御覧ください。最初の行にございますように、令和7年3月の卒業予定者数は男女合計6,128名であり、昨年10月末と比

較いたしますと89名増加しております。

その下の項目、就職希望者数では、(A)の県内が1,045名、(B)の県外が573名、(C)の合計が1,618名でございます。

次の項目の就職内定者数では、10月末までに就職が内定した生徒は、(D)の県内が801名、(E)の県外が447名、(F)の合計が1,248名でございます。

最後の項目、就職内定率では県内が76.7%、県外が78.0%、全体では77.1%となっております。

続きまして、2の就職内定者の県内比率でございますが、男女合計で64.2%となっております。昨年10月末と比較いたしますと、2.2ポイント増加しております。

なお、10月末時点で就職を希望し、内定に至っていない生徒は370名——県内が244名、県外が126名おりますので、今後も引き続き就職支援エリアコーディネーターをはじめとする学校や労働局など、関係機関と連携しながら就職内定率の向上に努めてまいります。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありますか。

○武田委員 資料15ページ、2、改定概要で、「外部有識者等の意見を伺いながら」とあるけれども、この外部有識者と、宮崎県高等学校教育整備基本方針の改定(素案)23ページの「宮崎県学校教育計画懇話会」のメンバーが同じかどうかと、どういうメンバー構成か教えてください。

○間曾高校教育課長 今年度の「宮崎県学校教育計画懇話会」のメンバーにつきましては、学識経験者や企業等の関係者、また、行政関係者、教育関係者、PTAの方も含めまして、12名で構成をしております。

○武田委員 資料15ページの外部有識者と同じ方で構成されているのでしょうか。

○間曾高校教育課長 そのとおりでございます。

○武田委員 県西、県北、県南——3つに分けられていると思うけれども、その割合はどんな感じですか。

○間曾高校教育課長 全ての地区を網羅しているわけではないんですけども、宮崎市在住以外の方にも御参加いただいています。例えば、高鍋町、高千穂町、日南市にお住まいの方にも入っていただいておりますし、また、教育関係者の中には、これまでの経験の中で様々な地区を経験した方に入っていたりするなど、配慮しているところでございます。

○武田委員 資料17～18ページについて、子育て日本一を意識しているのに、高等学校の計画ということもあって、どうしても少なくなっていくのが前提となっております。出生率を上げていこうとしている中、その方向性がなかったのかなという思いがあるんですけども、そういう話はなかったのでしょうか。

○間曾高校教育課長 この文面の中には、なかなか盛り込めていない部分もあろうかと思えますけれども、学び続ける子供たちを育む教育の推進の中には、私どもが取り組んでおります、例えば、海外留学などで子供たちを後押しする事業のことも念頭に入れながら書いているところでございます。

○武田委員 福島高校存続のメンバーと情報交換して、今回の素案の概要を説明させていただきました。市議会議員から、福島高校や地方の高校は、人口が少なく、海外留学をさせている学校に、県外からの生徒を受け入れるには、住む場所がないといけないという話でした。海外留学先には、韓国、台湾、中国とかあるが、留

学先にハワイがあるところはものすごく受験生が来るということで、そこも含めて頑張っていく必要があるということでした。教育委員会として適正な学校の規模とかも大事ですけども、学校は地域の活力になっているので、できる限り地域の学校を残していくことを、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の県立高校の就職内定について、今は売り手市場で、企業も人手不足で困っているところですよ。生徒の行きたいところとのマッチングが難しいところもあるかと思ひますけれども、3月に100%にできるように、頑張っていたきたいので、よろしくお願ひしておきます。

**○間曾高校教育課長** これは10月末で締めているものですから、現時点では、公務員試験がまだ行われていなかったり、ここに結果が反映できていないものもございました。委員から御指摘がありましたように、例年6月ぐらいまでずっと追っていくんですけども、その時点では、ほぼ100%の状況になっておりますので、今年度も学校と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

**○福田委員** 資料20ページに、県立高校就職内定状況について、就職希望者数、就職内定者数とか、人数が記載されているけれども、例えばアンケートに、「あなたはどのようにしてそこに決めましたか」とかあると、この時期にはこういうのをプッシュしないといけないとか、現れてくると思うんですが、そういうのはどうでしょう。

**○間曾高校教育課長** 教育委員会が主体となって、子供たちにアンケートを取っていることは今までしていないんですけども、県内7地区に配置しております就職支援エリアコーディネーターという方がおられます。その方々は、学校で子供たちと日常的に接されるんですけど

も、その方々のお話を伺いますと、就職で影響を受けるのは学校の先生であったり、保護者の方で、また、就職時期を決めるのは3年生の6月から夏にかけてが多いと聞いております。そういったいろんなお話を聞きながら、しっかりと取り組んでいきたいと思ひております。

**○福田委員** 私が企業にいた際に、工業高校とかに募集に行っていました。募集に来た人からいろいろ話を聞いたりすると、高校生は先輩たちから引っ張られる人が多いですよ。例えば、「部活の先輩から先に声がかかっているんで、もう決まっているよ」というのは半分以上とかでしたので、時期も大事かなと思ひます。

**○二見委員** 一般質問で就職をするに当たって1社しか受けられない時期があるということで、メリットとデメリットがあるということだったけれども、具体的にどういうものがあるんでしょうか。

**○間曾高校教育課長** 宮崎県は、9月16日の解禁から9月末までは1人1社の応募推薦となっております。10月1日からは1人2社の応募推薦ができるんですけども、高校では生徒たちに就職試験に合格してほしいので、丁寧な進路指導を行いながら何回も面接してやっていきます。もし当初から2社になりますと、子供たちの負担も増えますし、また、企業側としましては、安定的な採用につながらないのではないかとといった御心配の声もあると聞いております。

毎年4～5月にかけてまして、企業、校長会会長、労働局で集まりまして就職問題検討会というのを開いております。その中で、今年度もその話題は出ましたが、企業の方からも、現時点では今のままがいいという御意見もありまして、今年度はこの9月16日から9月末までは1人1社、10月1日から複数という形にさせていただ

いております。次年度もこの会議はありますので、そこでまた話題になってくるかと考えております。

○二見委員 それについては県内、県外関係なくその基準でやっているということですか。

○間曾高校教育課長 全国的には4県ほど当初から進めているところがございます。

○二見委員 県内を受ける子も1社、県外を受ける子も1社ということでは聞いたところです。

○間曾高校教育課長 そのとおりでございます。県内も県外も9月末までは1社のみの受験となります。

○二見委員 できれば県内にできるだけ残ってほしいというところです。県外を受ける可能性とか本人の希望もあるんでしょうけれども、県内採用を増やしていこうという取組として、県外を受ける子は県内も受けることができるようになると、県内にとってはいいのかなと思えました。

○図師委員 令和3年度の新しい、宮崎県高等学校教育整備基本方針ですけれども、それ以前は適正規模という言葉があり、1学年4クラス以下になりますと統廃合の方針が県内全域で出されていたんですけれども、それが全くなかったのは、いいことだと思います。この大転換をしていただいた教育長には本当に敬意を表しますし、早くそういう方針が出せなかったのかという歯がゆい思いもします。地元の都農高校、西都商業高校が前の整備計画の犠牲となって統廃合されてしまいました。今後は小規模でも魅力ある学校は、地域の中で核となる、また、にぎわい、その子供たちが県内就職を目指す上でも、ぜひ学校は光り輝いてほしいと思っております。

適正規模という言葉がなくなったということ

なんですけれども、1学年1クラスになろうが、1学級が30人や20人になろうが、今後、県立学校は地域に残すという方針でよろしいのでしょうか。

○間曾高校教育課長 令和10年度まではこの方針で進めてまいります。令和10年度までは中学校卒業生数が今と変わらない1万人程度で推移してまいりますので、その間は統廃合等は考えておりません。

ただし、令和11年度以降につきましては非常に子供の数が8,000人台、7,000人台という大きく減少してまいりますので、その際には、まず統廃合ありきではなくて、遠隔であったり、通信教育であったり、学校間連携であったり、残す道はないのかということをしかりと考えた上で生徒や保護者、地域の方々のニーズを踏まえて高等学校の在り方を引き続き検討してまいりたいと考えているところです。

○重松委員長 暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩

---

午後2時52分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

○田中スポーツ振興課長 お時間いただいております件について、3点お願いいたします。

まず、資料提供につきましては、準備が整いますので、この後提供させていただきたいと思っております。資料を見ていただいた後、回収させていただくということで確認ができていますので、明日回収させていただきたいと考えますけれども、いかがでしょうか。

2点目ですけれども、先ほど下沖副委員長からスポーツ協会の職員のごことで、県の職員が入っているのではないかとということでの御質問をいただきました。そのとき、退職していると説明

いたしました。私自身、平成19年に県スポーツ協会に勤務しました。そのときは退職届を自分で書いてスポーツ協会に行きまして、3年間勤務して、退職してこちらに戻ってきたという経緯がありましたので、そのようにお答えしたんですけれども、現在は、公益財団法人になっていてということで、派遣ということになっております。退職というのは撤回させていただきたいと思います。

3点目ですけれども、事前に団体から問合せ等がなかったのかという御質問で、1団体だけだったとお答えしたんですけれども、実際は説明会を行ってございました。木花の運動公園には3団体、山之口陸上競技場には5団体、説明会に来られたという経緯がございましたが、最終的に応募があったのは1団体ということでございました。

○重松委員長 資料の回収は明日の採決後でもよろしいですか。

○田中スポーツ振興課長 そのようをお願いいたします。

○重松委員長 承知いたしました。

○武田委員 事業計画の回収は、採決後でいいと思うんですけれども、委員長はコピーをとらないように委員に確認していただきたい。

説明会に来られた3団体、5団体が、なぜこの選定基準を見て無理だなと思ったのか理由を調べていただきたいと思いました。

○田中スポーツ振興課長 そのようなヒアリングをしっかりとやりまして、今後につなげたいと思います。

○重松委員長 委員の皆さんは、事業計画はコピー厳禁でお願いいたします。

暫時休憩します。

午後2時56分休憩

午後2時59分再開

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

事業計画書の提出を受けてから、議案の審査に戻りますので、請願の審査から行います。

請願第12号について、執行部からの説明はありますか。

○菊池教職員課長 御提出いただいております請願書を御覧ください。

宮崎県教育委員会に対してありました請願項目につきまして、簡単ではありますが、御説明させていただきます。

まず、請願項目I(1)につきましては、本県での教員採用試験の受験者確保に向けて様々な取組を行っているところでございます。また、一方で、臨時的任用職員の任用希望者も減少している中、会計年度職員での任用希望者が増加するなど、60歳以降の働き方を含め、その任用形態が多様化している状況でございます。

県教育委員会といたしましては、学校の働き方改革や心身の健康対策を推進し、教職員が健康で誇りとやりがいを持って能力を発揮できるよう、さらに環境の整備、充実に努めさせていただきたいと考えています。

続きまして、請願項目I(2)の①につきましては、関係法令に基づきまして、臨時的任用職員による補充を原則としており、その任用の特定の学校に欠員が多くなることのないよう、市町村教育委員会と協議しながら配置しているところでございます。

請願項目I(2)の②につきましては、加配定数は、いじめや不登校等への対応など、学校や地域が抱える課題解決のために、国の予算の範囲内で都道府県等に配分されており、本県で

は、市町村及び学校へのヒアリングを行い、適正に配当しているところがございます。

○重松委員長 それでは、委員から質疑はありますか。

○前屋敷委員 会計年度任用職員の希望が多いというのは、どういう状況なのでしょう。

○菊池教職員課長 本来であれば、私たちも常勤講師を望んでいるところがございますが、定年延長等が始まりまして、60歳を迎えた方々がそのまま職を担うのではなく、一度職を離れて、違う形態での勤務をしております。多様性と申しますか、御自分の生活を大事にしたいと、いろんな思いからそのような人が増えていると分析しているところがございます。

○前屋敷委員 定年後の働き方ではなくて、今、臨時的に採用されている方とかは、短時間労働では生活が賄えないということがあったり、何校か掛け持ちでないと仕事がないとか、そういうことの解消が必要ではないかと思うんです。教育の中身そのものも含めて、子供たちに対しての教育の在り方とか、意欲を持って教職に就いておられる方への改善はなされないのでしょうか。

○菊池教職員課長 委員のおっしゃるとおりで、私たち、教職員のウェルビーイングという形でも呼んでおります。先生方が、生きがいとともに、自分の力をしっかりと発揮できる環境を整備することは、働き方改革にも十分対応する部分だと考えております。

一つは、働き方改革をしっかりと行い続けていくという部分、あと、任用形態が変わっておりますので、その一つ一つに合った今後の課題でありますとか、県としても状況をしっかりと把握し続けていけないと考えております。

○武田委員 (1) 教職員任用は正規採用を基

本とするということが請願に記載されているけれども、基本としていないのでしょうか。

それと、(2)「恣意的な格差を作らない」とありますが、どうなのでしょう。

○菊池教職員課長 正規採用を基本としているのは間違いございません。今、その採用に手を挙げる人材が不足しているというところから、私どももやれることはやっている状況でございます。

恣意的な格差をつくらない、結果としてこのような状況が生まれないためにも、教職員配置につきまして、私たちはヒアリングを一番重視しているところがございます。校長と職員とのヒアリング、教育委員会と校長とのヒアリング、また、教育事務所と私たちのヒアリング、そのあたりをしっかりと、やっていながら、先生方一人一人との関係をつくって、また、公正公平にやっていくことが一番と思っているところで

○武田委員 今の答弁を聞くと、正規採用を基本としている。それと、恣意的な格差はつくっていないし、恣意的にしていない。状況や見方によってはあるけれども、恣意的にやっていることはないということで了解しました。

○前屋敷委員 加配定数の問題で、予算の範囲内で適正に配置ということなんですけれども、この加配定数の配当そのものが、県の現在の配置についての問題ではないのでしょうか。もっと加配してほしいという声があるのではないかと請願の方も言われているんですけれども、そのあたりはどのように見ておられますか。

○菊池教職員課長 加配定数の要求の状況と捉えさせていただいてよろしいでしょうか。

加配につきましては、正直申しまして、この1～2年、教諭自体も人材不足によりまして、

人材自体が見つからないという状況も否めません。

そういう意味では、市町村教育委員会や県教育委員会がそれぞれの課題を持って、そこに投入したい人材が今、なかなか見つからない状況がございませぬ。

ですから、まずはこの状況を打破するために、人材の確保と、魅力ある教員や魅力ある職場の周知、ガイダンスを含めて取り組んでいるところでございませぬ。

**○前屋敷委員** 人材の不足というのは大きな問題なんです。そこで働かれる先生方が安心して働けるかどうかというところが、問題の一つではないかと思うので、その辺のところも加味していただいて、これからの教育に当たっていただきたいと思ひます。

**○福田委員** 教職員の任用は正規採用を基本としていますが、例外はどのようなことになるんでしょうか。

**○菊池教職員課長** まず、正規採用を基本としておりますが、例えば、100人の正規採用が欲しい状況にありながらも、人材が見つからない、手を挙げていない状況が一つございませぬ。

そのほかにも、臨時的任用職員というのがございませぬが、例えば、育児休業に入った先生が今、増えているんですけども、その方の代わりに学級担任を任されたり、教科指導されている先生もたくさんいらっしゃいます。

そういう意味では、先ほど、前屋敷委員にも言われましたが、いろんな方々が本当に充実して、教鞭を執れるような、そういう環境をつくる必要があると考えています。

**○福田委員** そういう場合は、試験を受けないということになるんですかね。

**○菊池教職員課長** 臨時的任用講師につきまし

ては、システムに登録しまして、その登録から、各学校長が面談をすることで、任用を進めているところなんです。

**○二見委員** ある時期に現場に行ったときに、校長先生たちが電話をかけていて大変忙しい状況で、校長先生がリクルートしていました。現場に任せ過ぎじゃないかなって感じがします。もう少し制度とか考えられないものですか。ほかの県でも同じようなことをやっているんですかね。

**○菊池教職員課長** 昨日からうちの職員が1人、鹿児島県教育委員会に出向いて、その視察に行っております。

教育長からも、早いうちに指示を受けまして、今回、すぐにはできないかもしれないけれども、どういう方策が考えられるか、まとめようとしています。

委員がおっしゃるとおり、校長先生の負担はかなり増えていまして、精神的にもまいらている校長先生たちの実態も十分、把握しております。そのあたりをしっかりと見据えて、私たちも取り組んでいきたいと思ひます。

**○函師委員** 臨時的任用講師の方は、毎年、教員採用試験を受けつつも、クリアできない方々が多いんだと思ひます。ちなみに、看護師もそうなんです、潜在的資格というか、免許は持っているけれども、試験すら受けなかったり——進路変更して教員にはなっていないが、教員免許だけは大学のカリキュラムで取っているという人たちの情報というのは、教育委員会は持っているのでしょうか。

例えば、看護師業界では潜在的な看護師にもアプローチしながら現場復帰しませんかとか、再就職、違う職に就かれていればこっちに来ませんかというようなアプローチもされているよ

うなんですけれども、教育委員会でそういう情報や取組はいかがでしょう。

○菊池教職員課長 誰が教員免許を取っているという細かなデータはもちろん持っておりません。ただし、大学訪問、チラシ、SNS等も含めて周知させていただいています。

また、この前の日曜日に県の来年度の採用説明会を行ったんですけれども、そこで初めてペーパーティーチャーの方が20人ほど、入っておられました。一昨年からペーパーティーチャーを対象にした講習会を始めておりまして、今まで1～2人だった参加者が10人ほどになったり、宮崎会場では20人を超えたりと、そういう状況があります。本当にやれることを一個一個、委員がおっしゃるとおり、やっていきたいと思っています。

○重松委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 請願について終了させていただきます。

暫時休憩します。

午後3時11分休憩

---

午後3時12分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

その他で何かございませんか。

○二見委員 ある先生の話を知っていたら、工業高校を卒業して、一般の企業に就職したけれども退職して、通信制で小学校教員免許を取って先生になられたことです。今、教頭先生になられており、そういうキャリアの作り方もあるんだなと思いました。

人材を多様に募集するに当たっては、県内の教育環境——高校教育とかでも、こういう選択肢を伝えることが重要かと思いました。宮崎県

で先生になるに当たっては、最初から諦める必要はないと何か若者たちに見せてあげるとか、示していく必要もあるのかなと思いました。宮崎県の教育や先生の環境がいろんな分野から引っ張ってこれるような、魅力的なものじゃないといけないと思うんですよね。

先生たちというのは、子供たちに教えることや、授業をすることが楽しいんじゃないかと、子供たちとの触れ合いの中で、いろんな思い出や、子供たちの成長を楽しみにしていると思うので、そういうことを実感でき、うまく伝えられるような取組が必要ではないかなと思いました。ジョブカフェとかに教育長が行かれて、若手や学生と話をされたりすることがあるんですけれども、決して教育学部に限ることはないだろうと、多方面からのアプローチを求めていく募集の在り方、ほかのところから入ってくる方へのサポート制度、システムを考えていくということは、ほかの県にないのかなという気もするし、宮崎県の魅力の一つにもつながるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○菊池教職員課長 二見委員のおっしゃるとおりで、昨年度からスタートしたのが、まさにそこでした。例えば、宮崎県でも工学部や農学部などにガイダンスに参りますと、かなりの学生が聞いてくれました。あと、ドリームカフェと申しまして、高校生まで下ろしまして、教員を目指したい人たちを集めたら昨年度160名ぐらい集まってきました。その中で、例えば、ジャイアンのアカデミースクールに就職していた人が教育との結びつきを話してくれたんですけれども、そういう取組を行っております。

委員がおっしゃるとおり、いろんな部分でアイデア出しだと思っておりますので、また御意見をいただきながら、私たちもまた取り組んで

いきたいと思います。

○二見委員 夢を持っている子もいるんだろうけれども、子供たちは、本当に知らないところからスタートしているんじゃないですか。知識、経験、特に体験が大きいので、いろんな体験をさせてあげることが、子供たちの主体性にもつながっていくというところで、子供たちのそういうところを引き出してあげるようにしていただきたい。

計画のところでも、教育の在り方とかあったと思うんですけども、主体性を引き出す子供たちの育成、先生たちへの憧れを持ってもらうためには、イメージをよくしていかないといけない。管理職の先生たちも、早く現場やクラスに戻りたいという人も結構いらっしゃるんじゃないですか。

担任になってもほかの仕事が忙しくて、子供たちと向き合う時間が少ないとか、そこ辺の改善は早くしていかないといけないでしょうね。

○重松委員長 その他で御意見がある方、いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 その他も終了させていただきます。

暫時休憩します。

午後3時15分休憩

---

午後3時22分再開

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

今、追加資料をいただきましたけれども、膨大であり、これからの時間で審査することは、難しいので、頂いた追加資料を我々も見て、明日午前10時に説明を受けてから、また審査したいと思います。今日は、これで終了させていただきます。

だきます。

午後3時25分散会

令和6年12月5日(木曜日)

午前9時59分再開

---

午前9時59分再開

---

出席委員(7人)

委員	長	重松	幸次郎
副委員	長	下沖	篤史
委員		二見	康之
委員		武田	浩一
委員		福田	新一
委員		前屋敷	恵美
委員		冨師	博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

説明のため出席した者

教育委員会

教育	長	黒木	淳一郎
副教育	長	大東	収
教育次長		吉玉	拓
(教育政策担当)			
教育次長		北林	克彦
(教育振興担当)			
教育政策課長		佐藤	雅宏
スポーツ振興課長		田中	裕久

---

事務局職員出席者

議事課主事	黒木	燿一郎
政策調査課主任主事	岩倉	有希

---

○重松委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を再開いたします。

執行部入室のために暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

---

○重松委員長 委員会を再開いたします。

本日、委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることにいたしました。

傍聴される方にはお願いいたします。傍聴人は、受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。

当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、昨日提出がありました追加資料について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○田中スポーツ振興課長 本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、説明させていただきます。

まず、追加資料を見ていただく前に、県の総合運動公園等と山之口陸上競技場等の2つの指定管理候補者の代表である宮崎県スポーツ施設協会について説明させていただきたいと思えます。これまで各競技団体の大会やプロスポーツキャンプの受入れ、運営等に携わってきた実績と、大規模大会のみならず、県民の皆様によりスポーツに親しんでもらう場を提供する活動や取組等を行っていただいている団体であります。

こうした実績を踏まえ、今回、代表として、それぞれの事業計画書も作成されているということで、見ていただけるとありがたいと考えます。

それでは、まず、追加資料についての御説明になりますけれども、県スポーツ振興グループ

の総合運動公園等の事業計画書を御覧いただければと思います。

まず、スポーツの普及や施設の利用者を増やす取組について、追加資料1～2ページを見ていただければと思います。

これは、県民向けとして幅広い世代を対象とした多種多様なスポーツ教室を予定しており、また、県民の皆様のニーズに合わせて事業を展開し、健康増進も含めたスポーツの普及振興に努める計画としております。

さらに、プロスポーツ選手が所属する民間企業に働きかけを行い、陸上競技やサッカーなどのプロスポーツ選手によるスポーツクリニックの実施や、九州規模の武道大会の誘致等にも取り組む予定となっております。

次に、追加資料30ページを御覧ください。

6番、その他、施設の効用の発揮に関する提案等の3番でございますが、記載のとおり、民間企業のノウハウを生かしたイベント事業等を計画しており、これまで以上の誘客・収益確保のための方策が盛り込まれております。

次に、利用料金収入の見込みについてであります。

追加資料33ページを御覧ください。

こちらの1番の(2)の中段でございます表の中の利用料金収入(B)の列に、各年度の利用料金収入見込額を掲載しております。

ここで1点、追加資料の訂正です。令和7年度の額について、1億1,364万5,000円と記載しておりますが、その下の令和8年度と同じ1億1,365万4,000円に訂正をお願いいたします。

この提案された収入見込額は、県の積算額と同額ではありますが、県の積算額をこれまでの実績を基に設定しておりまして、今後、閉鎖する施設や大規模改修等で利用を停止する

施設がある中で、実績と同水準の収入を確保するためには、さらに利用者を増やす取組が必要となります。

この宮崎県スポーツ振興グループでは、県が示しました積算額を最低限到達すべき水準と捉え、同額の収入確保を行った上で、新たな取組を実施することで、さらなる収入確保に取り組んでいくとしております。

続きまして、山之口陸上競技場等の資料について御説明いたします。

そちらの山之口陸上競技場スポーツ振興グループの事業計画書を御覧いただければと思います。

まず、追加資料11ページを御覧ください。

施設の稼働率の向上を目的とした取組についてであります。

スポーツキャンプや大会誘致、合宿等の受入れ、イベントの運営支援など、自主事業を通じて住民ニーズに応え、期待感により住民が集う場所となるような計画となっております。

次に、追加資料12ページであります。県のスポーツ振興、競技力向上に関する取組として、スポーツ教室、ヨガ、フィットネス教室、スポーツ用品譲渡会の開催などを予定しております。既存の利用者だけでなく、新たなニーズとのマッチングにより、スポーツに触れる機会を増やす計画ともしております。

次は、追加資料17ページを御覧ください。

こちらには、施設のポテンシャルを最大限に発揮するための考え方が記載されております。

総合運動公園と山之口運動公園の2つの陸上競技場があることを強みと捉え、都城志布志道路も開通ということで、そちらも生かした商圏範囲を設定するなど、差別化を図った事業の計画となっております。以前、一般質問のほうで

もいただきましたときにお答えしていますが、今後、南九州の新たな拠点としての強みを生かすというような計画にもなっております。

次に、利用料金収入の見込みについてですが、追加資料27ページを御覧ください。

各年度の利用料金収入見込額は、資料の中段にある表のとおりとなっております。

これにつきましては、当該収入見込額は県の積算額とほぼ同額であります。

宮崎県山之口陸上競技場スポーツ振興グループの積算の考え方としては、県総合運動公園の利用実績等を基に算出しております。さらに、県外の同規模施設に聞き取り等を行った上で、算出額が妥当であると判断した上で設定したものととなっております。

この収入見込みは、県総合運動公園のこれまでの利用者を山之口に取り込むということではなく、事業計画の説明でも申し上げましたとおり、差別化を図った上で可能な限り新たな利用者層を獲得していくということになっております。

以上が、両グループの事業計画等の説明になります。

利用の分散だけではなく、各施設の立地等を踏まえ、それぞれの強みや特性を生かした利用促進を図っていくということで、県としてもこの指定管理をしっかり捉えていきたいと考えております。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんでしょうか。

○武田委員 昨日、このように選ばれたという説明があれば、事業計画を出してもらわなくてもよかったのかなという気もしています。

それと、この指定管理料の設定に当たって、県もある程度積算したところを加味しながらと

いうことでした。自主事業とかによって、今以上に収入が増えた場合には、指定管理料はどうかになるのでしょうか。

○田中スポーツ振興課長 昨日、説明不足となつてしまい、誠に申し訳ございませんでした。

収入が増えた分という御質問につきましては、収入の分の差額の2分の1は、県のほうにという規定で示しているところでございます。

○武田委員 それと、木花の総合運動公園の施設管理料が4億4,000万円余、利用料の収入が1億1,300万円余です。約20%が収入になっております。山之口陸上競技場の場合は1億800万円余が施設管理料で、利用料が1,000万円となっており、約1割を切る感じなんですけれども、この差額はどうか考えればいいのでしょうか。

○田中スポーツ振興課長 県の総合運動公園のほうは総合施設であり、施設が多数にまたがっていることから、この額になると考えています。

一方、山之口は、陸上競技場のみということで、県の総合運動公園と比べると、少なくなると思えているところでございます。

○武田委員 あと、もう1つですが、自主事業の面で、山之口は都城市から3つぐらいの事業に対して補助金が出ていますが、補助金を引くと赤字になります。

総合運動公園は、多分、補助金という項目がないので、県からの補助金は入っていないんだろうなと思っているんです。

その補助金があるかないかと、都城市の補助金がないと自主事業が赤字になるというところを、どのように判断されているのかなと思って、お願いします。

○田中スポーツ振興課長 県の総合運動公園のほうは、補助金はございません。ただ、山之口陸上競技場につきましては、会議のほうでも、

正直申しまして話題にもなりません、こちらの確認がしっかり取れておりません。今後その部分について、内容の確認を、急ぎさせていただければと考えます。

○武田委員 審査は終わったんですよね。都城市が補助金を出している関係で、幾ばくかの黒字になっているので、今後、自主事業をやっていく上で、補助金ありきの形なのかなと思いました。一方、運動公園のほうは黒字を出されているので、自主事業の考え方はどうだったのかなという思いがあって質問しました。審査が終わっているのに、確認させてくださいというのは、おかしいなと思うんです。

○田中スポーツ振興課長 都城市スポーツコミッションには、都城市も入られて、いろいろな運営を展開されているということで、補助金ありきというよりも、今からできる競技場ですので、そのあたりを含めて都城市のほうからもしっかりサポートもいただきながら運営していくという部分とは捉えているところでございます。

○武田委員 最後にしますけれども、今回、指定管理者の応募が1者だったということが問題であって、その透明性を高めていただきたいということです。

○凶師委員 まず、山之口陸上競技場の収支計画書を見せていただいた冒頭から愕然としたんですが、新規施設であることから利用料金収入の算定が、県が示す基準額を計上しているということでした。であれば、積算が協会側と県がほぼ似ているのはもう当たり前のことで、何で協会側独自の積算根拠を持たないのか。結局、県が示している基準というのは、県の総合運動公園の今までの稼働率、使用団体とか、そこら辺がベースになっているのは分かるんですが、

なぜそれをそのまま山之口陸上競技場に持っていくのか。同じ大会を山之口陸上競技場で2回するのであれば、持っていてもいいですけども、2回することは無いのに、なぜそれを算定基準にされたのでしょうか。

○田中スポーツ振興課長 同じ規模の陸上競技場が県内に2つあるということも県としても初めてのことでありまして、県外の情報は調査させていただいております。県内の状況ということで参考となるものは、山之口陸上競技場にしてみれば、県総合運動公園の陸上競技場のこれまでの実績を踏まえるしかなかったというのが現状でございます。

山之口陸上競技場につきましては、この県総合運動公園の施設利用実績のうち、コロナ禍の影響が少ないと考えられる令和4年の数値を参考に、積算を行っております。また、利用実績人数に対して宮崎市人口と都城市近辺、北諸、西諸方面、曾於市、霧島市辺りの鹿児島県の人口比率を掛けて設定しているというような提案はいただいているところです。

○凶師委員 曾於市とか都城市近辺の人口をかき集めて、宮崎市近郊の人口と何とか同じぐらいなので、同じぐらいの利用率が考えられるというのは、全く説明にならないと思います。

だから、同じ大会を2か所で、年に2回するというのであれば分かりますけれども、高校総体を2回するのか、中体連を2回するのか——今、県の総合運動公園で一番利用数が多いのは高校総体だと思うんですけども、それはどっちかでするわけですよ。

同じ積算根拠で積算していることが間違っていると思います。「山之口陸上競技場は山之口陸上競技場でプラスアルファあるから、この事業計画ですよ」というのがこの時点から見えてい

ないと、県の総合運動公園と同じ内容の規模だから、同じ利用率を見込みますというのは、全く説得力がないと思うんですがいかがでしょうか。

**○田中スポーツ振興課長** たしかに、この収支ではなかなか見えづらいというところで、御指摘のとおりのところはあると思います。

ただ、大きな考え方として、基本的には山之口陸上競技場では県のメインとなる大会を今後行っていく。そして、サッカーやラグビーの全国規模のものは山之口陸上競技場に誘致します。また、プロ野球等のキャンプ、合宿等は県の総合運動公園とする。これまで県の総合運動公園の陸上競技場は人気が高いと言いますか、県レベルの大会で優先になっていたというところもございますので、例えば、競技団体のジュニアの大会であるとか、宮崎地区の大会等が今後増えてきて、今まで借用できなかった団体が入ってこられることは見込まれるかなと考えております。そのあたりも含めてのすみ分けと言いますか、しっかり整理して取り組めればと考えます。

**○図師委員** かみ合わないのはもう分かっているんですが、この山之口陸上競技場の指定管理指定申請事業計画書の36～37ページを見ますと、今まで県スポーツ施設協会が主なイベントを支援した実績が出てきています。次のページには、都城市が今まで開催した事業実績が出てくるんですけども、これは県の総合運動公園でやっていたことですね。こんなのがここに出てくるのがやはりおかしくて、この事業実績が何で山之口陸上競技場に出てくるのか。

都城市のほうの実績も、これは都城市内のどこかの運動公園や陸上競技場とかでやっていたものがここに出てきています。どれを山之口陸

上競技場に移管して、移管したほかの空いた部分がどこが埋めるのかというのが出てくればまだしも、こんな実績がここに出てきたから、山之口陸上競技場がそのまま会場になりますという保証にも何にもなっていないですね。

このような資料が事業計画で出てきたときに、これはオリジナルではないじゃないかと、山之口陸上競技場で何がしたいんですかというようなやり取りが、その審査会の中で出てきていたんでしょうか。

**○田中スポーツ振興課長** それぞれの実績をこの資料で見ると、羅列してあるということで、どうも分かりにくい。ただ資料として出ているだけじゃないかというのも、本当に御指摘のとおりだと思います。

その中で、指定管理者としての思いとしては、ここにありますような実績——これまでのつながり、大会経営のノウハウとか、団体等との誘致の関係性とかを、しっかり取り込みながら先ほど言いました大きな考え方の下、山之口陸上競技場でブランド化できるような大きな大会とか、全国規模のものを持っていきたいという思いで、両方の実績を踏まえながら、運営できることがグループの強みでもあろうかと思えます。

昨日もあつたんですけども、何月にこの大会をここでやりますとか、ここで必ずこれをやりますとかいうのは、審査の段階では難しかったと事務局としては捉えております。ここで可決いただければ、今後、そこについては、今申していますような考え方の下、山之口陸上競技場ではこれをしっかりやる、県の総合運動公園ではこちらというようなことを整理して、皆様にもそういう色分けの部分もはっきり分かるようにお示ししていければと考えております。

**○図師委員** 36ページの事業計画書の中の実績

を見ると、例えば、サンマリスタジアムの読売巨人軍のキャンプ、自転車競技場の日本スケート協会の合宿、県体育館のバレーボールのこととかが出てきているんですが、こんなのは山之口陸上競技場では全く当てはまらないことです。ただ、この県スポーツ施設協会がやってきたことを出しているだけであって、それを山之口陸上競技場でどう利用するのか。複合的な誘致の関係と言うけれども、陸上競技場で野球の練習なんかするわけないから、せめて振り分け可能な事業とかぐらいを、この事業計画の中に出してくればいいのに、何でもかんでも上げていけばいいわと、数だけ上げとけみたいな感じにしか映らないのが非常に残念で、そういう指示ぐらいは、審査会の中でもされてよかったんじゃないかなと思うんです。

**○田中スポーツ振興課長** 本当に、今おっしゃるとおりだと思います。事前の資料提出の段階で、我々の御説明が足りなかったと考えますし、この時点で、そういったところを「もう一度しっかり分かるような資料に」というようなところもできていなかったところは反省して、今後につなげていければと思います。

**○大東副教育長** 凶師委員の御指摘にありました36ページの事業計画書につきましては、これは指定管理者として手を挙げられた事業者のこれまでの大会運営や実績を上げており、見出しにありますとおり、運営能力があるかどうかというところでございます。個別の大会について、木花でやるのか、山之口陸上競技場でやるのかという仕分けをするための例示というわけではないということは御理解いただきたいと思いません。

今回の利用料収入の積算に当たりましても、個別の大会について、これを一つ一つ積み上げ

て積算をしてというわけでは、確かにございません。

ただ、先ほどスポーツ振興課長が申し上げましたとおり、県内で行われている大規模大会——インターハイ、中体連とかについては、今後は山之口陸上競技場のほうで行います。それ以外にもいろいろな大会がありますけれども、競技団体の意向等もありますので、現段階で決めるわけにいかないというのがあります。

したがって、今の木花の総合運動公園での陸上競技場の利用実績を発射台として、それからプラスアルファでどれだけ積み上げられていくかというところの努力の内容として、この11ページにありますような効用を最大限に発揮するという部分——スポーツキャンプを誘致するでありますとか、大会を受けるとか、こういった取組によって、さらに上積みの努力をしていく。その上積みできた分の半分については、県の収入として返ってくるというつくりになっているということでございます。

**○二見委員** ずっと話を聞いていて、違和感を感じているんですが、皆さんは審査する立場で、この事業計画を審査して点数をつける人でしょう。

この理由の中で、最低基準を満たしているとなっているけれども、どういう判断基準でこれだけの効果があるから、何点になったとか、そこ辺までどうやって審査したんですか。

いろいろところが、審査している皆さん方に対しての不信というか、大丈夫なのというところがあるから、ここまで、延長してやっているわけです。この資料を見て、「自分たちがどう判断をして、どういうふうに採点しました。なぜなら、こういうところが読み取れるから」と言わないといけないのです。「今までの実績だ

から、今度新しくやる事業はありません」とかではなくて、審査するときそこに指摘しないといけない。選定委員会や選定会議で、どんな指摘をしたんですか。

どんな事業をして、ここに拠点を持ってくるのかって、昨日から言われているように、今まで県総合運動公園でやっていた事業と、今度、山之口陸上競技場でやる事業の仕分けもできていないことが、おかしいと思わないのかなって、そのあたりをどのように考えているんですか。

先ほど、スポーツ振興課長は、山之口陸上競技場にメインを持ってくるというようなことを言われたけれども、総合運動公園は事業が減りますよね。どう考えているんですか。どういう穴埋めをするんですか。

2～3者入っていれば、比較対象ができたから、まだよかったと思います。でも、あくまで1者しかないんだから、これは主体的に皆さんが軸を持って判断しないといけない案件です。今までいろいろなやり取りしている中で、そこに対して甘いんじゃないのかと感じます。先ほどの補助金のことだって、委員に指摘されたようなことは、審査の段階で終わっていないといけない話が、今から確認するじゃないんですよ。違いますか。

**○田中スポーツ振興課長** 委員がおっしゃるとおり、昨日から資料の説明とか、指定管理者側の話になってしまって、審査をする者としての視点での説明が足りなかったと受け止めております。大変申し訳ございません。

その中で、今回、昨日からお話ししている中で、選定委員会と会議では審査するという視点で、その委員の方々にそれぞれの立場で気になるところを見ていただいております。利用者の立場や協議団体の立場、公認会計士の立場それ

ぞれの立場で、大丈夫なのかということで見えていただいております。

それを経まして、選定会議では、その視点をしっかり確認ということで、このような意見が出ただけけれども、それについて実際どうかということの最終チェックを行ったところです。

やはり、1団体だったというところが、おっしゃるような結果になってしまったと非常に反省しております。昨日から出ておりますけれども、やはり周知とか募集の段階で、我々の努力も足りなかったなと思いますし、今回、この1団体でということはしっかり重く受け止めて、今後、可決いただきましたら、そこあたりもきちり検討して、それから受けていただく指定管理者にも自覚を持っていただくという部分は責任を持って行いたいと考えます。

また、昨日も申しましたけれども、次回の指定管理に向けては、2年間、または5年間、それぞれございますので、今からその準備も含めて真摯に取り組んでまいりたいと思います。

**○二見委員** だから、違うんです。今回、判断する話です。2年後、5年後の話ではないんですよ。今回の判断が、適正だったというところの説明になっていないじゃないですか。これは、今回、指定管理者を決める大きな話なんですよ。

施設の運営、利活用していく上で、しっかり審査をしたのかというところを、さっきからずっと言われているわけじゃないですか。

2年後、5年後の再審査に逃げるんじゃないかと、今回の審査が本当に適正だったかどうかです。

**○田中スポーツ振興課長** 次の期の説明をしまして申し訳ございません。

ただ、先ほど申しましたけれども、選定委員会と選定会議では、今後2年間、5年間、この

団体が県の施設をしっかりと管理できるのかというところは、皆さん適正な目で見ていただいて審査させていただいたと責任を持って御報告いたします。

**○二見委員** それは、もう何度も聞きました。先ほどからずっと、皆さんの答弁の仕方がこの結論ありきになっているというところ、審査が甘かったんじゃないかというところ、どんな指摘があったのかという、具体的な話は出てこない。審査委員会で、どんな指摘したのかとか、皆さんが採点するときに、どこがよくて、どこが悪くて、改善点があるのかとか、ここに諮る前に全て出そろっているわけですね。そこについての説明は、全くないんですか。

我々は、これだけの追加資料を渡されて、主なところをチェックしたわけです。それに対しても答えられなかったということは、どんな審査したのって思われてもおかしくないですよ。

**○田中スポーツ振興課長** 説明が足りませんで、申し訳ございません。

選定委員会で、実際に各委員の方々から出た意見を御紹介させていただきますと、山之口陸上競技場でいえば、県と市の施設を管理する職員がそれぞれあるけれども、一体的に運営する上で連携はとれるのかとか、運営面において柔軟な対応は可能か、予約状況の重なり、リアルタイムで更新できるのか、大会時に現場の管理スタッフに、これをお願いしますといったときに、県と市の職員が違う人がいて、対応が遅れるのではないかとかが出ておりました。そのあたりについては、それぞれ判断をして、可能だということで、適正という判断になっています。

また、収支計画につきましては、昨日から出てきていますけれども、利用料金の1,000万円と

いう金額は適正かというところ、また、今後5か年の収支計画については、資材高騰、物価高騰なども見込んだ金額になっているかというところの確認はしております。

また、県総合運動公園では、県のスポーツ協会は指定管理をする中でどのような役割を担っているのか、収支計画書の利用料金算定の根拠を確認したいというようなこと、また、水道代、光熱費と燃料費については、物価高騰等をしっかり見込んでいるのかというようなこと、あと予約システムの見える化についても、こちらでも出ております。

あと、収支予算の中の修繕料の内訳がないんだけど、修繕計画はあるのかというようなところも出ております。

また、その委員会を受けまして、所管課である我々が採点を行ったんですけれども、宮崎県山之口陸上競技場スポーツ振興グループのほうは、78.6点という点数をつけさせていただいています。県のスポーツ振興グループのほうは、74.6点でつけさせていただいて、基準を満たしていると判断したところです。

具体的にはそういったものを踏まえて、しっかり適正に審査を行いまして、この結果を今度は選定会議で、この所管課の点数が正しいかと、適正かというところを委員に見てもらいまして、その確認作業をきっちり行わせていただいております。

**○二見委員** 利用料、お金のことについての話ばかりだったなと思います。事業計画にもあったような大会誘致、さらなる活用について、委員会からの指摘はなかったのでしょうか。この選定委員会の人たちは、そういうことは考えていないのかなって思いますけれども、いかがでしょうか。

○田中スポーツ振興課長 選定委員会は2回行っておりました、採点を行ったのは2回目でございます。1回目のときに、私が昨日から御説明しているような県としての方向とか、考え方は御説明した上で、判断していただくようになっております。具体的に、この大会は山之口陸上競技場で行うとか、そういう方向性をしっかり示したわけではございません。大きな考え方として、これまでの県のナンバーワンの大会であるとか、全国的な規模の大会は山之口陸上競技場で開催し、木花のほうでは、先ほど申したようなほかの大会等をやることで、しっかりすみ分けますので、そのあたりも観点として持っていたきたいというところを話して、観点別の採点の点数でいかというようなお話しした上で、その後2回目の会議で実際にプレゼンを受けながら、採点を行うような流れで行っております。

○二見委員 資料9ページ、配点割合が出ています。これについて、2番目の「公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画」のところが34点で、「事業計画を着実に実施するための管理運営能力」については42点ということで、大きい配点になっているわけなんだけれども、例えば、効用を最大限に発揮するというところの審査項目のうち、利用者増の取組というところは1項目だけであって、あとは苦情だったり、施設を理解しているのかとか、業務の意欲、経営管理の適格性です。審査する項目はいいんだけど、最大限に発揮する事業計画として、割合的にはどうなのかなというのを感じます。

ほとんど管理するばかりですが、最大限に発揮するというところは企画性ですよね。企画提案といったところが割合として大きくなければならない項目——選定基準のところだと思うんだ

けれども、その34点の中で何点ぐらいだったんでしょうか。

もう一つ、審査項目は6項目あるわけですが、6等分されたような配点なのか。「利用者増への取組に関する提案」というところで、どれくらいの評価をされたのか、そこは教えていただけますか。

○田中スポーツ振興課長 具体的な審査基準の配点なんですけれども、例えば、この2番目の「公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画」の34点というところに関しましては、1番目の「利用者サービスの向上及び利用者増への取組に関する提案」を12点、「利用者満足度の把握や苦情・要望に対応、運営改善への反映」を4点、「施設の設置目的の理解と課題の認識」を4点、「指定管理者の業務に対する意欲」を4点、「施設等の維持管理の適格性」については8点、「その他」で2点というような形で、それぞれの大項目に対して、細分化して採点を行ったという状況でございます。

○二見委員 利用増に関する取組は100点のうち12点しかないということですか。

点数配分は分かりましたけれども、教育委員会は、利用者増の取組について、審査する力点が12点分ではいけないんだと思うんですよね。ほかの項目は、いわゆる総務管理的なところなので、間違いないようにしなければならないというのは大事なポイントだとは思いますが。

審査する上で12点をつけるのに対して、利用計画なり、今回特に総合運動公園と山之口陸上競技場に分かれるというところじゃないですか。運営の在り方とかについても十分に考えなければいけないことは、審査する前から考えておかなければいけないですよね。実際には、今後、県の方針としては、こういう競技はこっちに持つ

てくるとかいうのはあるにしても、その辺は大本の代表が県のスポーツ施設協会になるわけだし、点数はクリアしているけれども、審査としては甘かったんじゃないのかなと、僕としては言わざるを得ない。

これで、我々は可か否か選ばないといけないわけで、今回の審査の正当性がどれくらいあるのかなというのが求められるんだろうと思うし、今回指定管理者が決まるに当たって、どういう新たな取組をしていくのかとか、今後の事業計画はこれはこれであるのかもしれないけれども、プラスアルファにつなげていけるようにしていかなければならないですよ。この計画どおりにいけばいいということじゃないと思います。

自主事業とか見てみるけれども、例えば、山之口陸上競技場の支出金は何百億円です。1年間の自主事業での収入が1,000万円くらいであり、そのうちのほとんどが補助金で、これで自主的にすばらしい利活用するような団体だと言えるのでしょうか。しかもバックには都城市がついているような団体なわけですよ。

もっと細かく事業の内容を見ていくと、10人ぐらいのイベントを県の陸上競技場でするんでしょう。県の陸上競技場を使った自主事業として、本当に満足なんですかと。体育館や公園でもできるようなものじゃないのかという疑問は浮かばなかったのかなと思います。もちろん都城市スポーツコミッションも、キャンプの誘致とか、この事業だけじゃなくいろいろな頑張っているのも分かります。あくまでもこの県の施設の利活用——県の陸上競技場だけじゃなくて、その周りにも一種の運動場というか競技場があるわけで、全体的なこともやらないといけない。

だから、こういう計画を今回出したにしても、さらなる大きなものを考えていくとか、そういつ

たところが計画の中に入っていれば……。最終的に、今までやってきた事業にプラスして施設の希望に見合ったようなものを企画していくんだとか、うたっていればいいのかなと思うんだけど、そういう文言がない。となると、これをやっていけば満足してしまうのかなと思いますが、それだと困ります。

こういうことは、審査するときにははっきりしていけないといけない。決まってから言うんじゃないくて、事前に言わなければならないことだと思います。

だからこそ、選定委員会並びに選定会議があって、ダブルスタンダードでチェックされるのかもしれないけれども、そのチェックする内容は団体の信頼性だけじゃなくて、活動の内容、見込み、外部人材を入れてとか言われるけれども、実際にどういうことを考えているのかなとか、もう少し突っ込んだ審査があってしかるべきだったと思います。

**○田中スポーツ振興課長** 我々としては2つの会議にしっかりした厳しさも持って臨んだつもりでありましたけれども、今御指摘のとおり、事前の説明だつたりについて、反省もしております。

ただ、代表となっている県スポーツ施設協会につきましては、これまでの実績と、その都度いろんなことにしっかり対応してきていただいているという信頼関係の下、受け止めた部分もございます。

それだけでは駄目だという御指摘もございますので、さらに今後そういった部分をしっかり構築できていけるようには努力したいと考えます。

また、細かい事業をいろいろ見せかけだけでという御指摘もございましたので、その積み上

げをしっかりと行うことが大事だと思いますし、もっと広い視点も必要かなと思いますので、そのあたりを審査のほうで指摘をできなかった部分につきましては、今後の取組の中で、きっちりそういう視点も持って取り組んでいただくようにはお願いといいますか、協議もしながら取り組んでいきたいと考えます。

**○二見委員** 指定管理選定委員会の委員を選定する基準とかは、何かあるんですか。

**○田中スポーツ振興課長** 委員の方は、このためだけに委員を選定させていただいております。

**○二見委員** 基準はあるんですか。

**○田中スポーツ振興課長** それぞれの立場の方ということで、収支のこともございますので公認会計士、利用者の立場で競技団体の代表の方、今後、ユニバーサルデザイン的な考え方も必要かと考えましたので、障がい者スポーツ関係団体の代表の方等に来ていただいております。そういう選定の中で、それぞれの発言をしっかりとしていただけの方を人選させていただいております。

**○二見委員** 委員の方は、民間なんでしょうけれども、競技に偏っている気がします。今回、いろいろ指摘されている中では、運営や企画をする人たち、あとは大型スポーツ店の方でいろんな事業をしている人がいるのであれば、そういう人たちを入れるとか、もっと活性化につながるような人を入れる必要もあるのかなと思いました。5人という枠があるのであれば、なおさらバランスを取る必要もあります。

また、選定会議のほうは、教育長、副教育長、教育政策課長、スポーツ振興課長、人事課のほうが入っているということでした。それぞれの見るべき視点というのを持ちながらやっているんでしょうけれども、我々から指摘されるよう

なことがあるということは、自分がやらなければ、見なければならぬところもだけれども、5人でしっかり全体をバランスよく審査していく視点を持たせるというのも一つ必要だろうなと思いました。

教育長は、教育行政のトップだから入らなければならぬと思いますけれども、ほかの方々を選定の仕方とかも一つ検討事項にも入るのかなと感じたところです。

**○黒木教育長** 御指摘を重く受け止めさせていただきたいと思います。いつも私もジレンマを抱えるところがございます。公益性ということを中心にしなければいけない。安全、安心、今後さらに続くというようなことを視点として、いつも持っております。

一方で、今回の議会の中でも山口議員から、博物館の収益性の話をいただきました。収益という視点も、今後博物館も古くなってまいりましたので、維持していくためには必要な視点として考えの中に取り入れていかなければいけない。今回の場合も、まさしく今お話を聞きながらそのことをすごく考えておりました。

木花の総合運動公園を管理している皆さんは、年齢も大分入れ替わってはきたんですけども、一緒に管理をしていく中、何度も暑い中頑張ってくださいている姿とかを見ていて思うんですが、維持管理が中心になっていきます。もう少し収益が上がれば、壁なんかもう少しきれいにしてやれるんだけれどもとか思うんです。

今回の場合につきましても、どうしても公益性を見るものですから、県で提案した最低限でできますかというところに、経験のある彼らは、厳しいけれどやりますよというところで差額がゼロという意味でございます。今回、山之口陸上競技場のほうに少し差額が出てきていますが、

未経験の部分もある中で収益をしっかりと考えていきたい。補助金が入っていること、まさしくそのとおりでないと、重く受け止めさせていたいただきたいと思います。

都城市としても、自分たちのノウハウだけではなかなか厳しいということもありまして、県スポーツ施設協会のこれまでの知見をぜひ入れられないかというようなことなども御相談いただきました。県スポーツ施設協会が今回加わった中には、そういった部分も非常に大きいと思っております。

私たちのほうとしては、さらに一番ベースになる木花の総合運動公園のほうについては、民間のほうへの働きかけもさせていただいております。今後の維持管理には、今度テニスコートができることさらに変わるから年度が区切ってありますが、2年間の指定期間でございます。より一層民間の力が必要だと思っておりますので、それも御提案させていただいております。

さらにそういったノウハウをしっかりと持って、同様の施設を維持管理できている企業が県内にいらっしゃるんです。そこにも働きかけさせてもらっていますので、できるだけことは精いっぱいやらせていただこうと思っております。

それから、御指摘は本当にそのとおりでないと、重く受け止めさせていたいただきたいと思っております。御審議に時間をおかけさせていただきましたことを大変申し訳なく思います。

**○二見委員** 今回、県スポーツ施設協会がどちらも代表として入っているわけなんですけれども、その算定根拠になっている今までの電気代などの費用があります。こういった基礎データというものは、県スポーツ施設協会が今まで運営してきた実際のデータなので持っているのは

分かるんですけれども、ほかの人たちは分らないと思います。これは、公募しようとする人たちに対して、基礎データとして提供しているのでしょうか。

**○田中スポーツ振興課長** 現在のところ、基礎データとして提供はしていないということになっております。

**○二見委員** ほかのところも同じだと思うんですけれども、手を挙げるときの格差になりますよね。新しくできるところは本当に見込みで算定する必要があるのでしょうか。

**○前屋敷委員** 今回の審査は、結果的に1団体をそれぞれ審査するという事になって、いろいろ細かなやり取りもあったんだと思うんです。昨日の話の中では、木花の総合運動公園は3団体、山之口陸上競技場は5団体の応募だったんですけれども、県が示された条件というのはかなり高いハードルだったためなんでしょうか。

**○田中スポーツ振興課長** 実際、説明会を聞きに来られた団体が3団体であり、最終的に手を挙げたのは1団体ということからの、今の御質問だと認識します。

基本的には最低限といいますか——県としましては、公益性という部分をクリアしていただくような提案になっておりますので、すごく難しい基準と考えていなかったところです。今後検証しないといけませんけれども、県の総合運動公園であれば施設が広いとか、山之口陸上競技場であれば未知の部分もございまして、応募の段階で、手を挙げるハードルになってしまったのかなと捉えております。

**○前屋敷委員** 結果的に1団体をそれぞれが審査をするということになったわけですよ。そうなりますと、そこにやっていただくしかないということになってしまうわけですよ。審査

についてもいろいろ話も出ていましたけれども甘くなってきたり、一定の基準があるから、それは全てクリアしているという結論になっているんです。誰もが納得できるというか、中身も含めて、より慎重な審査を必要としたと思います。

基準をクリアしているというのは、お示しいただいたので分かるのですが、そこに至るまでの内容を含めて、今後もそこは重要な教訓にさせていただきたいなと思うところです。誰もが納得して、そこに任せられるということになるように、要望しておきたい。

それと、利用料金の設定のところでは減免制度がございます。県民誰もが県の施設を安心して利用するという点では大事な取組だと思っております。「プロスポーツキャンプについては、アマチュアスポーツの使用料金を適用する」となっているのですが、今、スポーツランドみやぎでプロの合宿や試合を含めて誘致をされているのですが、プロのチームが利用する場合は、減免の対象として受け止めていいんですか。

プロスポーツについては、アマチュアと同額で、減免の対象にしておられるという考え方なのか、利用促進のためにこうしているのか、考え方を聞かせてください。

**○田中スポーツ振興課長** プロスポーツ等で県に来ていただくことが宮崎県の今後の施策として非常に重要な部分だとも考えておりますので、県の行政施策を補完する催しとして、プロスポーツキャンプ等も受け入れているという考え方でございますので、減免の対象としているということになっています。

プロスポーツによる利用は、通常の利用と比較して約10倍の料金設定となっておりますので、減免の額は、すごく大きくなってしまいうという

のが現状でございます。

**○前屋敷委員** 利用していただくというのは、収益の問題だけではなくて、プロの方も含めて使っていただいたほうがいいです。

しかし、同じ競技場を利用するものとしては、この辺の考え方はどうなのかなと思うところですので、御検討いただければと思います。

**○田中スポーツ振興課長** 委員からいただいた御意見もできるところは反映できるように教育委員会だけではなく部をまたいで、商工観光労働部等ともしっかり協議を重ねていきたいと思っております。

また、前段でいただきました1団体だけになってしまったということは、周知や募集などの我々のほうの働きかけの部分も含めて、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

**○前屋敷委員** 先ほど指定管理の事業の中身で、利益の2分の1は県のほうに入るというお話だったんですけれども、県プールのPFI事業については、性質が違うのかなと思うんです。民間の方が経営して、大いに利益率を目標として事業を行うという点では、どのように考えておられるのか聞かせてください。

**○田中スポーツ振興課長** 県プールのひなたメドレー株式会社について、利用料金収入の見込額を超える場合は、年度で確認しながらなるかどうかと思っておりますけれども、その超過した30%分を次の指定管理料から減額するという設定してあります。

**○下沖副委員長** 公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会は、代表団体の地元雇用が98%になっています。構成団体、代表団体も1人ずつ外部から入っていますけれども、この方の役職があれば教えてもらいたい。

あと、公益財団法人であるため、自主事業と

かで稼ぐということが難しかったりもするのかなと思いました。この公益財団法人スポーツ施設協会が管理の部分のノウハウを全部持っていますので、運営と自主事業を別で委託してもいいのかなと思います。検討していただきたいなと。

自主事業とかを見ながら2年間やってみて、そういうのを分けてあげたほうが自主事業とかがしやすいのかなと思いました。

**○田中スポーツ振興課長** 2つ目の御意見ですけれども、今回、委託で管理の技術的なところとかなどで、マーケティングについても、委員に言っていただいたとおり、自主事業の部分で大いに活用させていただければというところもございまして、今後、ぜひそのような方向でも、協議を重ねてみたいと考えます。

あと1つ目につきましては、少しお時間をいただければと思います。

**○下沖副委員長** ひなたフェス2024もあり、あれだけ人も集まって収益も上がりました。管理には優れているけれども、イベントとかでの施設のフル活用ができていなかったのかなと思います。

外部や民間からのアイデアとか収益性を上げるための部分で、総合運動公園もほかのところもですけれども、管理と運営を分けてあげたほうが、民間は手を挙げると思います。多角的な参入ができるようにしていくのが、いいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

**○田中スポーツ振興課長** 先ほどの雇用の県外の分は、把握ができておりません。この常任委員会の中でのお伝えのほうがよろしいでしょうか。

**○下沖副委員長** 外部から1名入っていたので、この宮崎県スポーツ施設協会の上部団体から出

向しているのかなと思いました。資料でもらえたらお願いします。

**○田中スポーツ振興課長** しっかり精査して情報提供いたします。

**○図師委員** 山之口陸上競技場もですが、県大会を延岡市にとり、今まで宮崎市に集約していた施設を分散させて、それぞれ分散した地域の活性化を図るという戦略的な発想は知事の肝煎りだったと思う。宮崎市内だけでは人が集中してしまうことを避けるために、二巡目の国スポを契機にという話だったと思うんですけれども、スポーツ振興課長を中心に、分散させたはいいが、そこを活性化するにはどうしたらいいのか働かれているのは重々分かります。

知事は、このことに関して、国スポまでの何らかの指示は出されているんでしょうけれども、知事なりのビジョンを皆さんたちと一緒にディスカッションしたりとか、山之口は確認してこうしたいんだ、延岡市は体育館を確認してこうしたいんだとか、プールを利用してこうしたいんだみたいな意見交換はされていますか。

**○田中スポーツ振興課長** 今の御指摘の部分は、御承知のとおり、宮崎国スポ・障スポ局もありまして、そちらのほうでイベントに向けた施設利用も含めてやっておりますけれども、知事に改めて確認させていただく場とかに、教育委員会も入りまして知事が先ほど言われました「肝煎り」と言われたところを発言される場もあって、県の組織全体で同じ方向性を向いてやっていこうという気持ちで取り組んでおります。

**○図師委員** 知事は、本会議の答弁でも、国スポの取組やそれ以降の宮崎県の活性化を全国のモデルにしたいんだとか、レガシーにするんだとか、そういうワードが出てくるんですけれども、実際は皆さんたちが、それを運営する側

——それを年次的に計画を立てる、指定管理者の方々とやり取りするわけです。汗をかいて、涙流されているのは皆さんたちなのに、知事はそのあたりの現場の熱意、苦労というのを理解されているのかなと思いました。

国スポが終わってからが心配なので、知事は最高責任者なんですからもっと責任を持って、陸上競技場には、私が2チームほどプロチームの定期的なキャンプを引っ張ってきますよとか、それぐらいのリーダーシップがあってほしいんです。その方向性に向かって皆さんたちも一緒にやっっていこうとか、このプロチームをターゲットにしてみんなで誘致しようとかいうのがあったらいいなと思いました。皆さんたち現場と旗振り役だった知事との乖離というのが非常に最近よく見えてくるなと思うんですけれども、教育長いかがですか。

**○黒木教育長** 今年のSAGA国スポには、知事も行っていただくことになりまして、非常に私たちも喜んだところです。

一緒に視察もさせてもらいました。バレーボール競技でしたけれども、知事は隣に座っていらっしゃって、選手一人一人に非常に関心が高く、一緒になって大会の中で拳を振り、一番元気に応援をなされていたと思います。

夜も食事をさせていただく機会がありました。スタッフがたくさんいる中に来られまして、そこでも宮崎県をどうしようという話ばかりしておりました。どこが大事なのか、冬の競技を頑張らないと点数が取れないんですという話を私たちはさせてもらいましたが、そんな現実的な話をさせていただく非常にいい機会が今年ございました。

**○図師委員** 今後、私たちも知事と本会議などでやり取りするときに、国スポ以降どうするん

だというのをどんどん詰めていきたいと思いますので、知事のそういう情熱があれば引き出していきたいなと思っています。現場の方も頑張っていたいただければと思います。

**○重松委員長** よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○重松委員長** それでは、これで終了させていただきます。

以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

---

午前11時23分再開

**○重松委員長** それでは、委員会を再開いたします。

採決の時間は午後1時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○重松委員長** それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○重松委員長** 採決を午後1時30分から行いたいと思いますので、以上をもちまして午前の委員会を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

---

午後1時30分再開

**○重松委員長** 委員会を再開いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される皆様をお願いいたします。傍聴人は受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき

事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため静かに傍聴してください。

また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

では、議案等の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見ををお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時31分休憩

---

午後1時32分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「議案ごとでお願いします」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案により賛否が分かれていますので、まず議案第20号について採決を行います。

議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○重松委員長 賛成多数でございますので、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号、議案第5号、議案第18号、議案第19号、議案第23号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第32号の各号議案について一括して採決いたします。

各号議案等につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第5号、議案第18号、議案第19号、議案第23号、議案第26号、議案第27号、議

案第28号、議案第29号、議案第32号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、次に、請願第12号「宮崎県下の公立小中学校の教育条件改善を求める請願について」であります。この請願の取扱いも含め御意見ををお願いいたします。

暫時休憩します。

午後1時34分休憩

---

午後1時37分再開

○重松委員長 委員会再開いたします。

請願第12号については、採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、請願第12号の賛否をお諮りしたいと思います。

請願第12号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○重松委員長 挙手少数。

よって、請願第12号は不採択とすることに決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について御要望等はありませんか。

暫時休憩します。

午後1時38分休憩

---

午後1時43分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら正副委員長に

御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、1月23日木曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩します。

午後1時44分休憩

---

午後1時47分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、そのような御意見を参考にします。

それでは、1月23日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 何もありませんので、以上で委員会を閉会いたします。

委員の皆様お疲れさまでした。

午後1時47分閉会



署 名

文教警察企業常任委員会委員長 重 松 幸次郎